

平成11年南伊豆町議会 9月定例会

南伊豆町議会議録

平成11年 9月16日 開会
平成11年 9月24日 閉会

南伊豆町議会

平成 11 年 9 月南伊豆町議会定例会会議録目次

第 1 日（9月 16 日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	2
開会宣言	3
議事日程説明	3
開議宣言	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
町長行政報告	3
一般質問	8
横嶋 隆二君	8
梅本 和熙君	23
鈴木 久香君	30
渡辺 嘉郎君	32
藤田 喜代治君	36
議第 51 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	40
議第 52 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	42
議第 53 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	44
議第 54 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	45
議第 55 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	47
議第 56 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	48
議第 57 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	64
議第 58 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	66
議第 59 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	68
散会宣言	69

署名議員.....	71
-----------	----

第 2 日（9月17日）

議事日程.....	73
本日の会議に付した事件.....	73
出席議員.....	73
欠席議員.....	74
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名.....	74
職務のため出席した者の職氏名.....	74
開議宣言.....	75
会議録署名議員の指名.....	75
議第60号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託.....	75
議第61号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託.....	80
議第62号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託.....	83
議第63号～議第65号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	85
議第66号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	88
議第67号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託.....	90
議第68号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	93
議第69号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	94
議第70号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託.....	97
散会宣言.....	101
署名議員.....	103

第 3 日（9月24日）

議事日程.....	105
本日の会議に付した事件.....	105
出席議員.....	105
欠席議員.....	105
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名.....	105
職務のため出席した者の職氏名.....	106
開議宣言.....	107

会議録署名議員の指名	107
議第60号の委員長報告、質疑、討論、採決	107
議第61号、議第62号の委員長報告、質疑、討論、採決	114
議第67号、議第70号の委員長報告、質疑、討論、採決	115
日程追加	117
議第71号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	118
閉議及び閉会宣言	119
署名議員	121

平成11年南伊豆町議会 9月定例会

(第1日 9月16日)

平成11年9月南伊豆町議会定例会

議事日程（第1回）

平成11年9月16日（木曜日）午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 町長行政報告
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 議第51号 南伊豆町教育委員会委員の任命について
- 日程第 6 議第52号 南伊豆町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 7 議第53号 南伊豆町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 8 議第54号 南伊豆町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 9 議第55号 賀茂郡介護認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約について
- 日程第10 議第56号 平成11年度南伊豆町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議第57号 平成11年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議第58号 平成11年度南伊豆町三坂財産区特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議第59号 平成11年度南伊豆町土地取得特別会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	鈴木	久香君	2番	谷川	次重君
3番	鈴木	史鶴哉君	4番	梅本	和熙君
5番	藤田	喜代治君	6番	漆田	修君
7番	斎藤	要君	8番	渡辺	嘉郎君

9番	石井	福光	君	10番	簾田	国広	君
11番	藤原	栄	君	12番	横嶋	隆二	君
13番	小澤	東洋治	君	14番	大野	良司	君
15番	渡辺	守男	君				

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	岩田	篤君	助役	飯田	千加夫君
収入役	稲葉	勝男君	教育長	坂倉	範一君
総務課長	外岡	捷美君	企画調整課長	渡辺	修治君
税務課長	碓井	大昭君	住民課長	渡辺	正君
健康課長	飯泉	誠君	農林水産課長	内山	力男君
建設課長	小島	徳三君	商工観光課長	土屋	忠儀君
清掃課長	藤原	伊勢夫君	水道課長	鈴木	勇君
教育委員会事務局長	土屋	敬君	会計課長	池野	徹君
福祉課長	楠	千代吉君	下水道課長	勝田	悟君
行財政幹事	外岡	茂徳君			

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	田中秀明	係長	松本恒明
------	------	----	------

◎開会宣告

○議長（大野良司君） おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は15名です。定足数に達しております。

これより平成11年南伊豆町議会 9月定例会を開会いたします。

(午前 9時30分)

◎議事日程説明

○議長（大野良司君） 議事日程は、印刷配付いたしましたとおりであります。

◎開議宣言

○議長（大野良司君） これより本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（大野良司君） 会議録署名議員を指名します。

会議規則の定めるところにより、議長が指名いたします。

3番議員 鈴木 史鶴哉 君

4番議員 梅本 和熙 君

◎会期の決定

○議長（大野良司君） 会期の決定を議題といたします。

会期は、議事日程のとおり本日から9月24日までの9日間といたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、会期は9月16日より9月24日までの9日間と決定いたしました。

◎町長行政報告

○議長（大野良司君） 町長より行政報告の申し出がありましたのでこれを許可いたします。

町長。

[町長 岩田 篤君登壇]

○町長（岩田 篤君） 平成11年9月16日、南伊豆町議会9月定例会行政報告をさせていただきます。

去る7月25日、第12回南伊豆町議会議員の選挙により15名の議員の皆様が選出され、8月24日第3回臨時町議会において議会構成も新たなものになり、本日ここに9月定例町議会を迎えることになりました。

私は、本町議会の充実と議員各位のご健勝を祈念し、改めて町政運営に対してのご協力をお願い申し上げ、恒例によりまして次の6項目について行政報告を申し上げます。

夏の観光客等入り込み状況について。

本年の7月から8月について、観光客、海水浴客等の入り込み状況並びに対前年比を調査しましたところ、次のような結果にまとめました。

夏の観光客入り込み状況対前年比。

海水浴場、平成10年度20万5,000人、本年度17万2,000人、約前年対比83.9%でございます。旅館・民宿宿泊客、平成10年度5万6,800人、平成11年4万4,900、前年対比79.2%。表は以上のとおりになっていますので、よろしくお願ひ申し上げます。

本年も長引く景気の低迷と天候不順が影響し、観光施設の利用客は伸び悩み、低迷状態を脱却するには至りませんでした。

総体的な原因として、長引く景気低迷、天候不順、観光ニーズの多様化、伊豆半島周辺道路の慢性化した交通渋滞等が考えられますが、今後は近隣市町村と連携を図り、観光協会、商工会、その他関係団体と協力し、伊豆新世紀創造祭のイベントを基礎とし、南伊豆町の将来像を展望してまいりたいと存じております。

町営温泉（銀の湯、みなと湯）の4月から8月利用状況について報告させていただきます。

前項に掲げた町内観光施設の多くが、入り込み客数は前年度より減となっておりますが、温泉施設については前年度より若干ふえており、4月から8月の利用状況は次のとおりでございます。

町営温泉4月から8月の利用状況。本年度は銀の湯が4万1,927人、前年同期が4万463人で1,464人の増でございます。みなと湯につきましては、1万8,794名、前年度1万9,951名、1,157人の減。総合しますと、前年度307人の増となっております。

なお、平成10年度決算における2つの町営温泉の収入支出差引残金は合計で1,750万円余に達し、一般会計財源の確保に貢献することができましたので、本年度もこれに準ずる成績を上げることができますよう、今後の運営に努力してまいりたいと存じます。

また、地区懇談会を通し、町内出身者の料金につき多くの要望があり、次のように改正い

たしました。7月1日より町民証持参の場合に限り町民扱いとし、900円を500円に改めました。温泉施設が観光客のニーズにこたえ、観光拠点となっている現状を踏まえ、周辺の整備、付随施設の充実もこれから考えたいと存じております。

南伊豆町路線バス問題対策協議会について。

本協議会につきましては、菊池前町長が平成10年6月定例町議会の行政報告で設置する旨を申し上げ、さらに平成10年12月定例町議会の行政報告で協議会からの中間報告を行っております。

私は町長就任後、前町長の方針のとおり4月1日付で南伊豆町自主運行バスの運行に関し、株式会社南伊豆東海バスと6,999万円で運行契約を締結し、現在に至っております。

本年度は、県の補助事業であるフレンドシップ推進事業の地域交通計画策定事業を実施するため、静岡県の担当部局とも協議し、地域交通計画策定について確かな実績のある業者に委託して進めてまいりますが、そのために平成10年7月1日に施行した同協議会の要綱の一部を改正し、委員に交通事業者である伊豆急行、南伊豆東海バス、伊豆下田バスの3社と観光協会、商工会を加えた委員構成にいたします。

今後は、この協議会に地域交通計画策定の委託業者にも参加していただき、ますます厳しさを増す本町の路線バス事業の将来についてともに考え、議論し、非常に困難なことではありますが、路線バス事業の方向性を見出していただきたいと存じます。そこで、本協議会の委員の方々の協力はもとより、本町議会の皆様方の特別なご高配をいただきますよう、ここに改めてお願い申し上げます。

介護保険事業について。

介護保険事業につきましては、制度の説明会をことしの1月から9月にかけ、健康課で実施しているミニ健康講座、また5月からの地区懇談会の中で実施し、延べ1,500人の出席を得られ終了したところでございます。

説明会での町民の方々の関心は、介護保険料と介護サービスの確保についてありました。

第1号被保険者の介護保険料につきましては、現時点で国から示された試算方法により算定してみると、当町においての保険料月額につきましては、今後も変更のあり得る額としてですが、全国平均の2,885円をやや下回るものと試算しております。この保険料基準月額につきましても、仮の介護報酬で算出したもので、今後の国からの介護報酬（平成12年1月ごろに示される予定）の決定により変更するものであり、最終的には来る3月定例町議会において決定することになります。

また、介護サービスの確保状況でありますと、介護保険施設については伊豆圏域高齢者保

健福祉計画の整備目標に基づき整備されており、在宅サービスについても静岡県と連携を図りながら、民間事業者の参入に努力している次第であります。

次に、介護認定審査会についてですが、平成12年4月から介護サービスの提供が開始されたのに関連し、8月には静岡県が主催する要介護認定申請に伴う訪問調査員の研修が終了し、9月にかけ介護認定審査会の委員研修も実施され、この10月から要介護認定申請、介護認定審査会が始まります。

現在、10月からの要介護認定申請及び介護認定審査会のスムーズな実施について、関係町村と調整を図りながら準備を進めているところでございます。

地区懇談会について。

選挙の公約であります「原点に返る南伊豆町」の第一歩として、地区懇談会を5月10日の差田区を皮切りに、6月29日の毛倉野、岩殿区を最終とし、30カ所で開催いたしました。出席者は1,177名に及び、行政に対する期待の大きさを肌で感じました。懇談会を通じ、町民が南伊豆町の将来像を観光立町として位置づけしていることがわかりましたが、現況が観光立町としてふさわしいか、将来予想される観光ニーズに対応できるのか、疑問を抱かざるを得ません。全国が観光地となり、競争が厳しい観光業界の荒波に打ち勝つには、行政が積極的に取り組み、行政を中心として視野の広い観光、特徴ある観光を目標としなければいけないと考えます。

また、懇談会を通じ、生活に密着し、緊急を要する課題が2つあることがわかりました。1つは、上水道事業であります。大地震が予想される中、昭和33年の給水開始以来、水道本管には石綿セメント管が多く使用されており、総延長14.7キロメートルに及びます。災害時や健康上の問題等を考えたとき、早急な改善が必要と存じます。そのため、県防災総室長が来庁の折、このことについて町の概要を説明しありますので、近日中に地震対策事業の要望書を提出する予定であります。

2つ目は、ごみ問題であります。私はごみと観光は表裏一体と考え、青野最終処分場の使用期限が平成14年と迫っている現在、最終処分場の建設、ごみの減量化等を行政の重要課題として、今後も懇談会を通じ、町民の理解と啓蒙を促してまいりたいと存じております。

また、町内の活性化、開かれた行政の一環として、次のとおり町職員との懇談会を実施いたしました。7月14日、行政一般について庁内女性職員との懇談会。29名出席し、三役、総務課長で対応いたしました。8月9日、行政一般について主幹、係長との懇談会。22名出席、町長が対応いたしました。8月20日、働きやすい職場、住みよいまちづくりをテーマに係長以下男性職員との懇談会。32名出席、町長が対応。

8月24日、教育委員会、福祉関係女性職員との懇談会。54名出席し、四役、総務課長、福祉課長、教育委員会事務局長が出席し対応いたしました。

町職員もこの懇談会で、町の財政事情を他町と比較することにより、本町の厳しい自主財源の状況が理解できたものと思われます。また、多くの職員より懇談会の継続要望があり、心強く感じております。なお、地区懇談会の結果については企画調整課で、職員懇談会の結果につきましては総務課で保管しておりますので、議員の皆様方におかれましては、必要に応じて利用してくださいますようお願い申し上げます。地区懇談会の結果につきましては、各区ごとに回覧板による回答書で対応し、8月30日に発送いたしました。

そして、8月17日、18日、19日、25、27、30日、旧六カ村単位で青壮年の地区懇談会を開催し、約100名の出席がありました。ボランティア活動の啓蒙を主眼に置き、自発的な出席を求めたため、出席者は予想以上に悪かったのですが、数名のボランティア理解者があらわれ、町職員懇談会と同様に心強く感じました。また、出席者も町の財政事情等を理解してくれたものと思います。

また、8月20日に中央公民館において開催された寿大学に出席させていただき、70余名の寿大学の皆様に町の財政状況や施政方針などを申し上げ意見交換もさせていただき、町政の発展のために老人パワーの結集をお願いしてまいりました。

主要建設事業等の発注状況について。

平成11年度第2・四半期（7月から9月）における主要建設事業等の発注状況は次のとおりであります。

町道毛倉野一条線道路改良工事 987万円、有限会社ヤマダ組。

町道下賀茂区内2号線道路舗装工事 295万6,800円、栄建設株式会社。

町道日野牛線道路改良工事 5,281万5,000円、株式会社保坂建設。

町営加納住宅排水管移設工事 367万5,000円、有限会社菊池設備工業。

宇留井大橋橋梁整備工事 2,887万5,000円、住友建設株式会社。

町道成持吉祥線道路舗装工事 1,302万円、丸三工業株式会社。

普通河川大山川河川改修工事 1,176万円、株式会社保坂建設。

町道白坂入間A線道路改良工事 740万2,500円、栄建設株式会社。

町道一条区内7号線道路維持工事 330万7,500円、恵比寿建設株式会社。

町道一町作線道路維持工事 266万7,000円、五味建設株式会社。

農道落合線災害復旧工事 528万450円、朝倉建設株式会社。

県単独補助子浦治山工事 686万7,000円、旭産業株式会社。

三坂（中木）漁港漁業集落環境整備工事 2億 1,735万円、東洋・河津・長田特定建設工事共同企業体。

湊幹線管渠築造工事（第1工区） 6,363万円、東急建設株式会社伊東営業所。

湊幹線管渠築造工事（第2工区） 9,765万円、大林・長田特定建設工事共同企業体。

湊幹線管渠築造工事（第3工区） 7,224万円、河津・保坂特定建設工事共同企業体。

湊処理分区管渠築造工事（第1工区） 1,088万 8,500円、長田建設工業株式会社。

湊処理分区管渠築造工事（第2工区） 2,184万円、株式会社保坂建設。

湊処理分区管渠築造工事（第3工区） 2,378万 2,500円、栄建設株式会社。

石廊崎地区観光施設整備測量設計委託 430万 5,000円、株式会社東日。

南伊豆町中央公民館排煙窓設置及び雨漏り補修工事 232万 2,600円、長田建設工業株式会社。

南伊豆東中学校散水装置設置工事 259万 8,750円、有限会社渡辺住宅設備。

湊地区排水管敷設替え工事（第2工区） 514万 5,000円、有限会社志村パイピング。

湊地区排水管敷設替え工事（第3工区） 441万円、飯泉設備工業。

天神原飲料水供給施設深井戸さく井工事 552万 3,000円、株式会社建設基礎調査設計事務所。

以上で平成11年9月定例町議会の行政報告を終わります。

○議長（大野良司君） これにて行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（大野良司君） これより一般質問を行います。

◇ 横嶋 隆二君

○議長（大野良司君） 12番議員、横嶋隆二君の質問を許可いたします。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

○12番（横嶋隆二君） それでは、一般質問を始めたいと思います。

私は、南伊豆町の住民と日本共産党を代表して一般質問を行います。

初めに、行政報告の冒頭でもありましたように、南伊豆町の経済状態、そして住民の皆さんの生活の実態は、主要な産業である夏の観光客の入り込みの問題、そしてそれだけではなくて、7月の選挙を通じての住民の皆さんのが切実な声から、本当に行政の役割、住民の生活を守っていく行政の役割は一層強いということを示しています。私はこうした点、住民の生

活を行政が守っていく、その上で何をしなければならないのか、その点を深く据えながら一般質問を行っていきたいと思います。

まず最初に、町長の政治姿勢についてであります。これは3月の定例町議会、最初に町長が就任したときにも同様の質問をしておりますが、その後行政報告にもありますように、町政懇談会を通じて住民の声を聞いてきたことが上げられました。町政懇談会の成果については報告もありますけれども、町長は今後の運用について、当面第4次総合計画の策定が予想されます。これは10年後の南伊豆町の将来像を描いていく計画で非常に大事な内容であります。こうした点でもどのように住民の声、町政懇談会の成果を反映していかれるのか。まず最初にお答えをいただきたいと思います。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） お答えいたします。

各地区において開催された懇談会におき、当面の課題など南伊豆町に対する要望、意見については、南伊豆町の自然を活用し、現在ある地域文化、例えば子浦の三番叟等、温泉を利用した地場産品の開発、温泉公園の充実、各地区にある特色のある花をテーマにした自然と触れ合えるイベントの開催等を考えております。

また、第4次総合計画につきましては、道路、河川の整備、公共水道整備等につき、それを基本に、これから南伊豆町につき10年後はどうなるかということをテーマにつくっている最中でございます。今、業者に委託しておりますが、大体の案はできております。まだ発表する段階に——まだ課長会議等を開いておりませんので、それを課長会議等を開いた後に、また正式に議会に諮りたい、そう考えております。

また、この地区懇談会について、私が実際に感じたことは各課長が町民の生の声を聞くことによって、また過去の問題を調査することにより勉強になったのではないかなど。また、地区懇談会の結果は行政報告のとおりに回答させていただきました。そしてこれからの問題として、10年後の問題も大切ですけれども、当面課題する問題も把握できた以上、現実の問題として、行政というものは困っている問題が把握できたときには、それを最初にやるべきじゃないかな、そう考えたときに水道問題とか、ごみ問題、それは10年後の計画は立てますけれども、その一つ一つを踏まえた後に10年後の計画も、その中に含まれた計画も実施すべきじゃないかな。優先順位としては私は、この地区懇談会に上がってきた問題を優先的に取り上げたいなと考えております。

また、11月10日企画されております石川知事と語る会において、これだけの問題を抱えて

いる南伊豆町の大体の外形がわかったわけです。これをぜひ知事にぶつけていき、地区懇談会の成果の一つに上げたいなど私は考えております。

以上でございます。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） 地区懇談会の成果についての行政報告は、きょうこの場で目にしたもので精査していないわけありますけれども、私は全体の第4次総合計画の策定に関しては、この1年度だけではなくて時間をかけて、町長が新しい体制になったという点から時間をかけてやるべきだという質問を過去に行っておりますが、もちろん今答弁あったように緊急の問題、それを積み上げていかなければできない問題というのがあります。10年先の計画はぼと描いてできるものではなくて、もちろん今の積み重ねがあってこそ10年先の将来像があるということは改めて確認していきたいと思いますけれども、私は個々の政策の問題は別として、それらを進めていく上での仕方ですね。

今、コンサルタントにもお願いをして計画の案をつくりつつあるということを言われました。地区懇談会を開いて声を聞くというところまでに関しては、非常によいと思うんですが、同時にその地区懇談会で出された中身は非常に切実な、切迫した問題と同時に将来的な問題、同時に町の将来像を見据えたときに包括的にそれを踏み込んでいくという点で言えば、より政策的に練り上げていかなければならない。

そうした点で私は第1番目の質問の3番目にいきますけれども、ここでは開かれた行政と諮問機関の問題に関して書いてありますけれども、今行政には各種審議会があります。それはもちろん行政の意思決定をする際に住民の各代表を得て、その知恵を——もちろんそれは住民の皆さんとの声をそこに反映させることが前提ですが、それを聞いて意思決定をしていく、政策決定をしていくということだと思いますけれども、改めてそういう審議会を通じて出された声あるいは行政の町長の基本姿勢、それをどう総合計画に反映していくのか。これを見つめていく、そういうプランは現在あるのか。同時にそれを考えたときに、私がちょっと気になったのは、8月30日に湊地区的青壮年懇談会で、町長は私的諮問機関を設置をして、そして住民の声をそこに集約——集約と言うんですか、そこを通じて言ってくれということを上げられました。その認識ですね。私的諮問機関の位置づけ、どういう位置づけで発言をされたのか。その場所では固有名詞も出て、選任の名前を出されましたけれども、あくまで私的諮問機関と言われましたけれども、公の場所でそれを言わされたので、開かれた行政との関連、そして住民の率直な声を大事な総合計画に結びつけていく上で、それとの関連性も含めて答弁をしていただきたいと思います。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 第4次総合計画については、企画課長より詳細に説明させます。

諮問についてですけれども、私、町を考えたときに、今の法律の中で地方分権という大きな流れがあると思います。ではこの地方分権はなぜ必要なのか。そう考えたときに、権限移譲による、ある面では労働強化に当たるんじゃないかなと。また、権限移譲による地方自治の経済性、独自性を促すものじゃないかな、私はそうとらえているわけでございます。そう考えたときに、来年4月より施行される介護保険の仕事量の増大が考えられ、また地方分権により役場内の仕事も増大するということも考えるわけです。そして、これから行政は町民と一緒に、地域活性化を目標にしなければならない。また、行政事務の軽量化等も将来においては考えなければならない。

そう考えたときに、民間の人の知恵を借りてボランティアの発想、ボランティアの力を借りてやるもの一考ではないかな。これが役場の諮問委員会等になると、やはり町長の流れということを大切にしなければならないような、過去の経過があると思います。そう考えたときに、あくまでもボランティアによって私はやるべきじゃないかな。そして、それを町長を通して、役場の中にそういう考え方もあるんだよと。それを議会に諮って行政の中へと持っていく。私はそういう一つの方法もいいんじゃないかな、そういうことを考え、私的な諮問委員会というのを設置したいと考えております。

また、これはまだ、この9月定例会が終わって初めて委員会を開いていただいて、例えば南伊豆町の自然だとか、銀の湯会館の利用についてどう考えるかとか、そういう具体的な方向づけをしていきたいなと考えております。

以上でございます。

○議長（大野良司君） 企画調整課長。

○企画調整課長（渡辺修治君） 総合計画につきましてですけれども、先ほど町長が説明したとおりの内容でございますけれども、その後7月に中学生のアンケート調査を実施しました。それから8月につきましては一般に対するアンケート調査、これ抽出でございますけれども、約1,100の方にお願いしております。その結果につきまして、今、それを委託した会社の方へ送ってあります、その集計を今までおるところでございます。

現在進めておる問題につきましては、各課のアンケート調査を実施しております。そしてその内容につきましては、会社の方で、私たちの企画の方が入りまして、各課のアンケート調査等を実施してまいる予定でございます。その後、各種団体の、例えば農協さんだとか、漁協さん、それから商工会さんと観光協会さんですか、そういう方面的のヒアリングを行いま

して、その内容につきましては総合計画の方へと反映させていきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） 今の町長の答弁ですね、非常に大事なことなのでもう一度聞いてみますけれども、諮問機関についての認識、民間の知恵をボランティアの発想でもってこれを行政に反映させていきたいということがありました。私は民間と行政の違い、現状ある審議会そのものもちろん民間から入って意見を聞く、そういう手立てをつくってあるわけですね。しかし、もちろんこれまでの運用がそれにふさわしい内容——それと言うか、住民の要あるいは行政の本来あるべき姿にふさわしいものかというと、それはそうではなかったというふうに言わざるを得ないところがあります。

問題は、やはり公に、そして私的というのはだれにも拘束されないわけですね。町長の全くの政策集団であるんだったらこれは別なんだけれども、やはり町の計画あるいは政策意思決定していく、そういう際に決定していく場合に、住民に開かれた行政を進める場合に審議会の公開の初めとして現存のある審議会、この構成の見直しも含めて質的な向上を目指していくと。1万人の人口の場所で住民の声を直接聞きながら、そして審議会を有効に活用する、そして庁内の意見交流も横断的にやっていく、そういうことを通じてやるのがまさに開かれた行政ではないかということを思うんです。私的な諮問機関に関しては、私はそういう意見を持っています。それをどう運用するのかは町長の裁量によるわけですけれども、現存ある審議会を実のあるものにして、構成の見直しをして進めることを改めて要求したいと。

同時に、2番目に掲げました、そうしたことを含めて情報公開条例を制定をして、審議会を含めて町政懇談会の資料等々も公開しておるようですが、すべての行政の内容を住民にオープンにしながら、そして町政を進めていく。その上で、その保証になる情報公開条例、3月のときに私も質問しておりますが、もう一度の確認ですが、これを保証する情報公開条例を制定して、開かれた行政を進めていく気持ちはどうか、この点についてお答えください。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 諮問委員会設置については、既にある委員会ということですけれども、意見として取り上げさせていただきます。あくまでも私的な諮問委員会ということで私は考えておりますもので、横嶋議員の考えを意見としてこれから考えさせていただきたいなど、そう考えております。

また、開かれた行政として情報公開条例の制定ということでございますけれども、静岡県

において17市町村が既に制定済みであります。しかし、この地区ではまだ情報公開制度は地方分権制度が進められている中、行政改革を推し進める上でも公正で透明な民主的な行政を行には必要とは存じますけれども、近隣市町村と同調してその動向を見ながら、3月も答えておりますけれども、まだそこまで至っておりません。近隣の市町村を見ながら、それについてでは決定していきたいなと考えております。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） それでは、2番目の介護保険の問題に入ります。

この介護保険の質問は、今回で5回、議会で5回目になります。6月にもこれとほぼ同じ項目で質問させてもらいました。しかし、保険料を含めて、保険料の算定の結果について、あるいはその他の減免制度等々、サービスの内容について、町長を中心とした行政のトップの意思調整ができていないということで改めて質問させていただくものであります。

この点で、行政報告では第1号被保険者の保険料の概算に関して報告がありました。町長、6月の議会で私は保険料と利用料の減免制度の創設について質問を行いました。このときにはまだ意思調整ができていないということで、これに対する姿勢、これも近隣の市町村の動向を見てという答弁がありましたけれども、私が減免制度の創設をつくる必要性、これを説きました。

その後、役場からいただいた資料では、今度の介護保険の算定、試算の根拠になる幾つかの資料ですけれども、今現在ホームヘルプサービスを利用している利用者のうち、無料の方々の数と割合、これが、無料の方々が66名で率で言うと70%。そして特養ホームの現入所者の費用徴収額別の実態、これは2万円以下が6人で、これが22%、3万1,000円以下が7人で26%、そして3万2,000円以上が14人で52%ということになっております。

もちろん介護保険が導入された場合に、施設入所者の場合には食事料の負担が課せられるために、平均の利用月額2万7,000円プラス2万3,000円で、最低でも5万円になるわけですね。そうすると、ここで述べた多くのはほとんどの方々が、今負担している額よりも倍以上の額を負担しなければならない。こういう実態があります。

また——これは利用料の問題ですが、保険料については、先ほどの試算が全国の平均2,885円、これを若干下回るということではありますが、こうした実態を住民税非課税の世帯に関しても保険料、利用料の負担が課せられる。この点に関して、町長、この認識ですね、負担の度合いがどのように認識をされるのか。そして、私は所得に応じた減免制度はやはり必要ではないか、この要求をきちんと国や県に対しても強く求めていく、市町村独自で減免制度を創設できる。こういう提案をしていくべきではないかと思いますが、まずもって負担

の度合いに関する認識を初めとしてお答えをいただきたい。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 減免制度についてでございますけれども、前回検討しておくということを述べたと思います。しかし、これは一たん、減免制度は確かにいいんですけども、町の運営者として、これを3年間、決定した場合変更できないわけですね。まだ全体像が見えていないときに、それを今決定していいかどうかというのは私は疑問に感じます。それは流れとしては考えなければいけないかなという気はしておりますけれども、逼迫した財政においてこの介護保険だけを優先的にやるべきか、それもまたこの地区懇談会を通じて、水道問題とか、本当に生活に密着したことがあるのも事実です。そういうことを考えたときに、介護保険だからといってそれを特別に南伊豆町がやるべきかどうか、それだけの財源があるかどうかということも、まず最初に額が決まっていない以上、私はここで「やります」ということは返答できないと考えております。これからも検討課題として承っておきますけれども、町の財政、またこれを一たん決めた後は3年間も変えることはできないという大きな流れの中で、一つ一つ決めていくべきではないかなと、そう考えております。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） もう少し踏み込んだ対応が必要だと思うんですが、やはり当座の一端として大変な状況というのはあると思うんですね。同時に、しかしそく考えてほしいのは、認定審査会がこの10月から始まるんですね。制度そのものは、もうことしの10月から動いていくわけです。そして、来年の4月からはいや応なしに住民の皆さんから保険料が徴収されるんですね。はっきりした額は決まっていないものの、保険料がとられるということは、これは明確なんですね。しかし、いざ払えないとか、例えば国民健康保険、これは40歳以上の方々ですね、第1号被保険者は年金から天引き徴収されるわけですから、これは月額年金最低で1万5,000円の人からとられるということで、ほとんどの人が補足されるわけです。それ以外40歳以上の方の場合には、国民健康保険料と一緒にとられる、こういう問題もあるわけです。

これは介護保険の問題だけで町がこれを特別に考えなければならないという問題ではなくて、介護保険がまさに高齢者だけではなくて、高齢者のサービス、福祉サービスを40歳以上も含めて負担をしながらどう進めていくか。社会全体の大きな問題です。だからこそ私も繰り返し繰り返し質問をしているんですね。いざ保険料はとられるけれども、その詳細の制度に関してこれが詰められていないのではとんでもないと。町長ですね、国保の場合でも10年度決算で滞納者が123人、額で言うと1,000万円以上の滞納の額があるわけですね。これが

65歳以上の被保険者の問題だけではなくて、40歳以上の方々も同じように介護保険を上乗せずして徴収されるようなことになった場合にどうなるのか。こういう問題も、これはただ減免制度の問題だけではなくて、派生してくるんです。だからこそ全国の3,000余ある自治体の9割以上が国に対して介護保険での減免制度の創設をきちんと明記すること。そして、市町村で実施をする裁量を決められた場合に、財源の措置をきちんとすべきだという意見を上げているんですね。

私はその財源、何も町がすべてそれを負っていくべきではないというふうに思います。特に過疎地域の指定、ここは半島振興法の指定も受けているところであります。こういうところでは確かに実際の負担分、傾斜配分がありますけれども、それをもっともっと上げろというのが全国町村会からも上げられているんですね。こうしたことに関しては、6月議会でも私質問したことがありますけれども、改めて町長、こうしたことをきちんと担当部局とも相談をして、県や国に対して住民の生活、本当に保険払って、そしてきちんとした介護ができるのかどうか。これを含めて、サービスを受ける前の段階で生活が困窮する、こういう状態があつてはならないと思うんですね。改めて、この点の精査をして対応を進めていただきたいというふうに思うわけですが、どうですか。制度を創設することそのものの、単純な結論じゃなくて、現状の認識と、そして対応の仕方ですね。保険をとる国に対して、きちんとした要求を進めるべきだと思いますが、いかがですか。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 意見として十分これから考え方させていただきます。関係課長と相談の上、取り上げたいと考えております。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） ぜひ進めていただきたい。確かに、私がこれを主張するのは、やはり高齢化社会や、あるいは介護保険そのものが大変だとかという、それだけの認識ではなくて、本当に安心して、高齢者が高齢期を安心して生活できるかということは家族の方々にもかかっているわけですね。そして若い人たちが少ない中で、高齢者を抱える家庭と、そして地域社会全体の問題として考えた場合に、非常に行政の課題として大きな比重を持っています。その点から近隣市町村の動向を見るということではなく、独自の考え方と住民の声を、まさに原点に返ると標榜している岩田町政が住民の声に忠実に耳を傾けて、それと国や県との関係で住民の声をその保険執行者の厚生省、国に対してきちんと声を上げていただきたいということあります。

次に、この問題の2番目のサービスの内容についてであります。これは認定審査会、私が

事前に質問を出した際に、これは6月にもやっているんですけども、10月から認定審査会が始まりますけれども、認定によって対象外になる人や対象外となるサービスへの対応について、これは要介護認定の結果対象外になると推定される現行サービスですね。これは6月議会の後でも現状では推定困難だということが言われていたんですが、10月から認定審査の審査会をやった時点でもわかるかと思うんですが、改めてこの対象外になる人への対応をどのように考えているのか、これに関する検討結果をお答えしていただきたいと思います。これは担当課長で結構です。

○議長（大野良司君） 福祉課長。

○福祉課長（楠 千代吉君） それでは、お答えさせていただきます。

ご質問のとおり、介護認定漏れまたは上乗せ、横出しですか、等々の問題等がございますけれども、いずれにしても介護保険料に響くということでございますですから、今後町長の答弁どおり検討させていただきたい。さらに、今申し上げた介護保険漏れの関係については、11年8月5日に静岡県の高齢者介護支援室長から通達がございまして、在宅高齢者保健福祉推進事業ですか、によって今後それを救っていけということありますですから、またこの辺も検討しながら、その辺を進めていきたいと思います。

以上です。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） 在宅高齢者保健福祉推進支援事業ですね。これは今年度総額100億で設置されたわけですが、今は介護サービスのほとんどが社協に委託をされてやっているわけですね。これまで私はサービスの充実、介護保険というのは高齢者サービスのうちのはんの一部分でしかないですね。現在ある給食サービスあるいは配食サービスという言葉もありますが、そのほかに移送サービス、紙おむつですね、介護手当、そのほかにももちろん高齢者サービスがあるわけですけれども、これを推進支援事業に基づいて検討していくことがあります。現時点で例えば、それを今まで福祉事業を委託している社協との検討結果、あるいは調整に関してはどのようにされておられるのか。もちろん社協は民間とは言えども、理事者が福祉課長、教育長を初めとして公的機関である程度準公的なサービスをやっているわけですね。この調整に関しての現段階の検討はどのようにされているのか。この在宅高齢者保健福祉推進支援事業を、あるいは申請等々に関しても並行してやっていかなければ到底だめなわけですね。この点に関して、改めて社協とのかかわりも含めてどのようにされているのかお答えしていただきたい。

○議長（大野良司君） 福祉課長。

○福祉課長（楠 千代吉君） それでは、お答えさせていただきます。

社会福祉協議会も現在のところは支援事業者と居宅介護サービス、それから訪問入浴サービスの方をやるということで、現在話を詰めております。ただ問題は12月からみなとの園が創設されまして、そこの中でご存じのとおり入所、それからショート、それからデイサービス、それからヘルプサービス、それから介護支援事業をやるということでございまして、その中の介護支援事業につきましては、社協の方は県単でございましたものですから、3月で介護支援センターを廃止するということでございます。当然24時間のやり方を選択しておりますので、みなとの園につきましては24時間対応でこれから行くということでございます。

現在、私どもで把握できているのは、居宅介護支援事業者が6業者でしょうか、あります。それからさらに訪問介護をやるというのが5事業者ですね。それから訪問入浴が3業者でございまして、それから訪問看護は3業者、それから通所介護は2業者でございます。通所リハが1業者、短期入所、ショートステイですけれども、これはみなとの園1業者ですね。福祉用具の貸与の関係が3社、それからグループホームをやろうという方が1社おりまして、そういうことで先ほど申し上げた介護支援事業者が6社ということで今後の対応をしていきたいと思います。

さらに、施設サービスでございますけれども、ご存じのとおり特別養護老人ホームの梓の里から始まって、湯ヶ岡の郷が現在ございます。次にはみなとの園でございまして、その次がクリスタル賀茂がございます。そうなりますと12年4月1日現在では高齢者保健福祉計画の目標量の230床すべてできます。

そこで1つ問題があるんですけれども、今既に老人ホームの入所待機者が100名ございます。今空いているのはみなとの園50床、クリスタルパークの50床、100ですね。となると、介護保険の施行前に全部埋まっちゃうという可能性があると思うんですけども、そこで私たち直接は聞いていないんですけども、新聞等の報道によりますと、西伊豆町に特別養護老人ホーム、河津町に特別養護老人ホームをつくりまして、それで介護保険に対応しようとすることを聞いております。そういう状況で何とか介護サービスもできるんじゃないかなということで考えております。

以上です。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） 問題はその業者ですね。施設サービスを含めてできるということでありますけれども、やはり社協の法的なサービスの役割ですね。居宅サービスの事業者等々に関してもすべて民間ですね。介護保険の中でこれを受けてサービスを実施するというのは

わかりますけれども、保険漏れの対象者ですね。ここに関してのホームヘルプサービスも含めた対応に関してのマンパワーの確保に関して、これに関しては高齢者福祉サービスの充足状況あるいは計画に関してどの程度の充足状況になるのか。この点に関して改めて答えていただきたい。

○議長（大野良司君） 福祉課長。

○福祉課長（楠 千代吉君） マンパワーの確保でございますけれども、ヘルプサービスにつきましては、高齢者保健福祉計画によりますと10名だったと思いますけれども、そういう面で各事業者等々がふえれば、当然契約は十分に充足されると考えております。

社会福祉協議会の方につきましては、現在4名のヘルパーがいるんですけども、ご存じのとおりコーディネーターが4月から廃止されるということですので、その方1名、ヘルパーの資格がございませんものですから、5名で対応できないかなと思っています。

あともう1点、先ほど申し上げた在宅高齢者保健福祉推進支援事業ですけれども、この関係につきましては、まだ社協とも詰めてございません。もちろんそういうことになれば民間の事業者も参入してくるんじゃないかと考えております。そういう面では今後詰めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） 問題は介護保険が実施されて、今までの措置制度と違う状態になるわけですけれども、民間の事業者の参入、もちろん全く否定するわけではありませんけれども、本当に社協の位置づけと役割を今まで以上に高めて、そして発揮をされるということ。在宅介護支援センターそのものがこれが今まで数年続けられてきて、ことしの3月にこれを廃止をするというのは、非常に残念なことです。社協が24時間対応するところもある、そういう点を考えれば、やはり社協の育成と公的な役割、公的な機関で24時間のサービスをするということ、これができれば、仮にみなとの園がもちろん民間でやったとしても、南伊豆町のみなとの園が南伊豆町の一番東にできるわけですけれども、デイサービスを含めとして巡回型を進めるにしても、町全体を包括できる状態になるわけですけれども、こうした点を展望して、いずれにしても社協の育成と役割の発揮を、今後とも位置づけを高めて進めていただきたい。これは改めて要望しておきます。これは答弁結構です。

それでは、介護保険の問題に関して町長に質問した、約束した問題に関しては、改めて注意を向けながら進めていきたいと思います。

次に、3番目の高校生のバス通学費の助成制度について質問を行います。

現在、高校に通う生徒、特に下田もそうですけれども、分校の場合でもバス路線の便の関係から学校に送っておられる方々もたくさんおられます。下田に送っていく場合には、仕事が始まる前に保護者の皆さんが朝送っていく。そして放課後、これも迎えに行くという光景がたくさんございます。もちろんこれは放課後の場合には、バスの料金の問題もありますけれども、部活の後、バスの便も本当に少なくなってきた。バス路線の対策の問題で報告がありましたけれども、非常に経済不況で主要産業が低迷している中で、保護者の皆さん、そしてもちろん学生の中にも本当に親の負担を考えながら、気にかけながら高校に通っている状況がございます。

同時に、歴史的に見れば、交通の便の発達あるいは道路網の発達の前には、下田の高校に行くときには下宿をしていたと。そういうこともありますけれども、社会状況の変化や、あるいは生活の変化でもって、今の住民の皆さんの生活を守り、そして子供たちの教育の機会の均等、これを守り広げていく。特に少子化が著しく進行している、自然減だけではなくて、今後の少子化という社会減が一層南伊豆町でも深刻な状況になっていきますけれども、そうした少子化対策の一環として、また保護者の経済的な面、不況対策の面からいっても、さまざまな助成措置を講じて、これを守っていく。教育を受ける機会、あるいは遠距離通学の負担、このように考えておりますが、またこの問題に関しては幾つかの住民の皆さんから、あるいは高校生の中からも、本当にバスで通わざるを得ないお宅の場合には、本当に大変な負担をして行っている。これに対して保護者の負担に対する気持ちをぶちまける子供たちもあります。

こうした声に対して、町長はどのように考え、展望されるのか、問題提起に対して答弁をお願いします。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 教育を受ける機会、これは憲法第14条で規定されております。そして私たち親からすれば、教育は平等に受けなければならない。ましてやそういうバスとか、そういう通勤によって不利益があったならば、それは平等に反するんじゃないかな、それは理解できます。しかし、この郡下を通じてやっているのは河津だけで、また南伊豆町を考えたときも約 7,000万円のお金を東海バスに補助して、一般の人の、東海バスに対して路線バスの確保に 7,000万を出しているのが現状です。

そう考えたときに、私は各家庭のことはわかりますけれども、やはりそちらの方が解決されない限り、少なくとも南伊豆町にとって 7,000万というのは大金だと私は考えています。全体的に見てそれを解決した後でなければ——心情的にはわかりますけれども、今の段階に

おいてはこの郡下で河津だけがやっているという現状を踏まえ、またこの河津は東伊豆と下田、伊豆急があるという、そういう環境を考えた場合、南伊豆は北高、南高、本当に20分、30分かかるところを、環境が違うわけなんです。その前に解決しなければならない問題があるのを、ただそういうことで——心情的にはわかりますけれども、私たち行政にとってはまず解決しなければならない大きな問題があると。そう踏まえておりますから、この東海バスの路線問題を解決した後、またそれと並行して考えていきたいなと、それでございます。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） 心情的にはわかるという、その家庭や住民の皆さんとの声は理解しているという旨は了解しましたけれども、その先ですね。その前に解決する問題があるということではありますけれども、まず路線バスの存続の問題が起きて数年たちますけれども、町のバスの協議会ですね。その前に一般質問私も行っていますけれども、その後県の助成制度ができる、これは非常にまだ不十分だと思いますけれども、自治体の負担分の半額を、これは12年ですね。今、7,000万の負担でもちろん当初予算に約7,000万計上してあるわけですが、そのうちの半分、3,500万は12年度に県から補てんされるんですね。しかし、それでも国が補助制度、バス路線の最初の補助を切る前はもっと少なかった。3,500万の半分の負担で済んだんですね。

これは町長、解決しなければならない問題というのが、これは2つあると思うんですね。順番の問題ということじゃなくて、並行して考えなければならない問題であるというふうに私は認識しております。先ほども介護保険の問題でも言いましたけれども、過疎地域の活性化特別措置法や、これも延長することがほぼ決まっていますが、それが半島振興法によって公共交通の維持等々でもきちんととした保護政策が建前であるんですね。これを本当に公共交通を守って、こうした過疎の地域でも、あるいは地方の地域ですね、特に半島の先端というものは大変な地域です。ここを代表する、住民を代表する町長がこの実態を国や県に対して本当に思いを訴えて、そして法による措置をきちんと引き出してくる。私も去年、国土庁との交渉要求をやったことがあります、非常に認識は現状を知らない。これは菊池町政のときに議会で報告したことがありますけれども、国土庁の官僚は過疎地域の措置法をずっとやってきて、もはや過疎地と都市部の格差は下水道以外にはもうなくなってきたいると、こういうことを主張したんですね。私はこれに関して全く認識がでたらめだと。この現場に来て生活をしてみて物事を言えということを言ったことがあります。

こうしたことを考えれば、産業の振興の問題、教育、交通の問題——交通の問題はとりわけ大事です。こうしたことときちんと国が、日本国民の当たり前の権利として守っていくこ

とが大切であるし、ここを町長要望して、三種路線の補助金を切らなければこういう事態は少なくとも起こらなかった。国がもともと出していたものを切ったために、バス路線の問題でも町の負担が倍以上になってきている。当年度負担では4倍になっているんですね。この問題に関してきっちりとした認識を持つということが一つと、もう一つはそれと並行して教育の機会均等、その心情がわかったなら県に対しても——これ高校の設置者は県です。静岡県です。県に対して、今98%以上になっている高校進学者の状態、高校教育の推進から考えてみても、あるいは地域の存続、そうしたことすべて考えても、その理解をした、心情的にわかった気持ちを実際に政策的に検討すべき段階に来ているのではないかというふうに思います。少子化の振興と地域の存続の問題は、これはまさに今考えて10年後にこれがぽんと解決できる問題ではない。今深刻な問題を着実に積み重ねていかなければ、本当に地域の存亡も危うい地域もあるんですね。

こうした問題を考えても——すぐにやる、やらないは別として、検討するぐらいの行政を進めるべきだ。どちらが先に解決できたとかではなくて、並行して検討すべきだというふうに思いますか、いかがですか。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 意見として承っておきます。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） 検討の結果を期待をして、私も引き続いて関係機関に訴える取り組みを進めていきたいと思います。

4番目の海水浴場の管理について質問を行います。

これは、これまでの議会でも海水浴場の管理の問題、本会議や委員会でも質問したことがあります。きょうは行政報告で夏の観光客の入り込み状況についての報告等々もありました。また、それらの問題点についての原因、要因についても報告がありました。5月の湊区の町政懇談会でも弓ヶ浜の清掃の問題についての負担の問題、これがありました。これは負担の軽減ですね。そのための町の援助を要請して、これは即答で現状の範囲の中で進めてほしいという答弁だったんですが、やはり単に入り込み客が少なくなったということでの負担、もちろんあるんですが、例えば海の家が今1軒75万の負担で海水浴客のお客さんの皆さんにサービスを提供しているわけですが、やはりさまざまな負担の問題から半ば公的な海の家が後退してきているわけですが、健全な海の家とサービスの問題では負担が重過ぎるという問題、しかしこの負担が清掃費や全体の夏期対策運営の問題での費用負担ということであるわけですけれども、これが入り込み客の状態に応じて、収入と負担の割合の変化と、そしてそ

の負担によるサービス料金の高さの問題等々さまざまな声が出ています。そうせざるを得ない声も出ています。もちろんこうした海の家だけではなくて、下流の海水浴場の問題、これはお客さんの方からも意見を言われましたけれども、非常に宣伝されて自然の海水浴場でいいということありますけれども、いざ車で行くと車が止められない、遠くから来たお客さんが警察に駐車違反をやられると、こういう問題が生じているんです。

こうしたことはもう複数年続いてきております。夏の対策の問題でも同じような原因が掲げられているんですね。私はすべての問題に関しての対応というのは、もう少し精査をして練っていかなければならないというふうに思うんですが、幾つかの海水浴場の例からも検討して、南伊豆町には海水浴場の管理運営規則というのがあります。これは町で定めているわけですが、住民の皆さんや、あるいはそれぞれの区から上がっている声等々を考えたときに、いずれにしても、夏期型観光というのは南伊豆町の地形あるいは自然環境の問題から言えばおろそかにできない役割を持っています。この点で町が本当に力を発揮して、これらの管理運営、財政支援を含めて総合的に管理運営の仕方を考える。ごみの問題の記述も別のところありましたけれども、海水浴場を気持ちよくお客様に提供する、そういう点で町の積極的な取り組みを進めるべきではないか。私はそれぞれの区でやっている事業というのは、全体の背景から言えば、税源負担の区費を含めて、それを含めてやっている住民それが、それぞれの区でやっている、町ももちろんお金をお出ししていますが、夏期対策の予算は250万円ですかね。こうした予算をもう少し幅広くとるなり、管理運営の仕方も町がノウハウを提供する、この対応を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 今現在、観光費の夏期対策事業として250万円支出しております。その内訳が、弓ヶ浜海水浴場に約200万円、その他子浦7万2,000円、そして入間等トイレ設備等の事業費に約50万円、全体で250万円を支出しております。

しかし私、先ほど観光とごみは表裏一体だということで、本当にごみとか、これから町のあり方としてボランティア活動というのをぜひ充実させていきたいなと考えております。これだけ予算が経済的に行き詰まっている南伊豆町において、空いている時間を持ってる人がたくさんいるわけなんです。そういう人の活用も踏まえて、環境保全、清掃問題についても考えていきたい。今のところ財政上のこともありますし、250万円で、来年からはこれから予算要求になると思いますけれども、ボランティア活動ということで一つの観光地としての方向づけをぜひ考えていただきたい。その中において一つ一つ解決できればと思っております。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） これで最後にしますけれども、今、町長は財政の問題からボランティアの活用ということを言いました。私は行政が必要な際にボランティアの提案をするのは、これは全く否定するわけではないんですが、やはり今、伊豆半島の全体の所得というのは非常に低いんですね。半島はそれだけそういう状態があります。平均所得が低いんです。そして空いている人もという話がありましたが、シルバーでも仕事が足りないくらいの状態があります。しかも、来年から介護保険の問題でも出ましたように、40歳以上のすべての方々から新たな負担が始まるわけです。こうしたときに、やはり行政の姿勢、これが必要なことに対して、主要な産業である観光、これに対する費用のかけ方、これを見直していくべきだと。その際の財政の考え方は自主財源の、自主財源は非常に少ないです。しかし、南伊豆町人口1万人で50……

○議長（大野良司君） 横嶋君、途中ですが時間になりました。時間です。

○12番（横嶋隆二君） それでは、議長のそういうあれがありますので終わりにしますけれども、財政のあり方を改めて見直しをして進めていただきたい。決して1人当たり少ない予算ではないということを最後に申し上げて、引き続いてこれは委員会で質問をしたいと思います。

以上です。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君の質問を終わります。

ここで11時5分まで休憩をいたします。

（午前10時52分）

○議長（大野良司君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午前11時05分）

◇ 梅本和熙君

○議長（大野良司君） 4番議員、梅本和熙君の質問を許可します。

〔4番 梅本和熙君登壇〕

○4番（梅本和熙君） それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。

現在、環境問題、特にごみ問題について全国的にも、世界的にも非常に多くの問題が提起されています。ごみ問題で有名なところは、古くは東京の夢の島、そして現在では所沢のダイオキシン、四国香川県のごみの島、豊島、さらに東京都杉並区で問題となっている杉並病

等々、今後環境、特に人体に影響を含む重要な問題が提起されています。

シア・コルボーン／ダイアン・ダムノスキ／ジョン・ピーターソン・マイヤーズ／共著であります立花隆が万人が必読の書であると紹介した「奪われし未来」によると、ダイオキシンを含む環境ホルモンは地球的規模で人類の未来を失わせるほどの影響力を持っていることを証明しています。当然、ご承知のことであると思いますが、環境ホルモンは地球上の人類を含む全生物の遺伝子、生殖機能を失わせる有毒物質であり、消滅しない物質であることが問題です。自然環境が豊かで、おおよそ分娩の影響のないと思われる北極の白クマの体内にまで環境ホルモンが存在しているそうです。食物連鎖の中でミジンコから始まり、魚類、アザラシ、北極グマと環境ホルモンが連鎖するそうです。

このようにごみ問題は非常に大きな環境問題を含むものであることを前置きし、まず環境問題、特に環境ホルモンにつき、町長はどのような認識を持っていられるか質問いたします。まずこれだけ質問します。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 環境ホルモンについてですけれども、今のところ化学物質の中で何が環境ホルモンなのかということを十分特定されていないと思われます。人への影響、危険性がどういうものかはっきりわかっていない現状において、ただわかっているのは環境ホルモンとして心配されているのは約70種類の物質があると言われております。これから各機関で研究が始まりましたけれども、ごみ問題というものは先ほど行政報告の中で申しましたけれども、本当に住民一人ひとりがごみについて検討する時代が来たんだなと私は考えております。来年からも、先ほど言いましたように、観光イコールごみということで、こういうことも踏まえ、環境ホルモンということも踏まえて啓蒙し地区懇談会をまた継続していきたいなと考えております。

○議長（大野良司君） 梅本和熙君。

○4番（梅本和熙君） 町長、環境ホルモンというのは、いわゆる塩ビを含む廃プラ、そういう物を燃やすことによってダイオキシンが出るとか、そういう中で先ほど言った70種類の化学物質、人体に影響を与える化学物質、そういうものが例えば人類の生殖というか生存、種の保存に危険を与える、こういう非常に重要な問題であると。この問題はごみ問題から発生していると、このことに対して町長がどのようにごみ問題を今後処理していくか、そういう質問だったわけですけれども、そのことは一応置いておいて次の質問に入らせていただきます。

私は、平成8年6月の定例議会で行財政改革の一環としてごみの分別回収について、そして平成9年9月の定例議会で容器包装リサイクル法に関連したごみ問題についてを一般質問しました。町当局もいろいろとごみ問題につき努力をしていると思われますが、透明ごみ袋を試験導入した中木地区の分別回収につき、地区懇談会でも質問があったと聞いていますが、私もこの点を平成8年6月及び平成9年9月の一般質問で町当局に質問しています。この分別回収をすることによって何を目的にしているのか、中木地区の。そしてまた、町全体の。そのことがまず1点。

そして、この平成9年9月の一般質問の段階において、分別回収によるデータがないのかという話をしました。分別回収するというのは、再資源化率とかごみの減量化、こういうことを目的に多分すると思うんですが、こういうデータはないのか、このような質問をしたわけです。

それで、それからもう既に2年を経過しています。そういう経過の中で、もう既にデータの蓄積が町の方にあるのではないか。もしあれば、これを教えてもらいたい。そして、ごみに関しては、「分ければ資源、混ぜればごみ」とよく言われるわけですが、このような標語を考えたときに、再資源化、リサイクル化ということが非常に今後重要になってきます。このようにまず中木地区、そして石廊崎地区で今試験的に行われているごみの分別回収は何を目的にしたものか、これを教えていただきたい。ここで一たん切ります。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 私はこの2月より町長に就任したわけで、その辺の詳しいことは正直言ってわかりませんが、清掃課長がそのデータを、地区懇談会を通じて集めてあるはずでございます。それについて発表させていただきます。

○議長（大野良司君） 清掃課長。

○清掃課長（藤原伊勢夫君） お答えします。

最初に、平成8年に中木地区で試験的に導入をしましたが、そのときには5月と6月少しやりました。その後についてはデータはありません。石廊崎についてもちょっとデータはありません。

○議長（大野良司君） 梅本和熙君。

○4番（梅本和熙君） 町長、なぜこの中木地区だと石廊崎地区で分別回収をしているのか。このことに対する町側の考え方。分別する理由がないんなら、何も混ぜてそのままごみを集めた方が楽ですよ。だからその辺のところを町の方でしっかり考えていいかないといけないわけですけれども、町の方はどう考えていますか。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 次の問題にもかかると思いますけれども、南伊豆町が分別回収、清掃工場の設備に関する修理費用、ことしも二千何百万かかっております。そして混ぜることによって、例えば缶が入ったり、瓶が入ったりすることによって施設の修理というのも相当かかっております。また、そういうことを踏まえて、私も先ほど言いましたけれども、これから分別回収の必要性、また私たち南伊豆町が業者に対して相当のお金を払っているわけです。それを踏まえてこれから全町的にやっていきたいなど、分別回収を徹底していただく、そういう方向づけをしたいなと考えております。

○議長（大野良司君） 梅本和熙君。

○4番（梅本和熙君） 全町的に分別回収をしていく、これはこれでいいと思うんですけども、町長。これはもう非常に、先ほど話したように環境ホルモン、ダイオキシンを含む環境ホルモンの問題、そしてごみの最終処分場の問題を含めて、そして町長は行政報告で言ったように南伊豆町の非常に重要な2つの行政問題であると言っています。この至急に、まずは全町的な形でやるということを町長は言われたから、ぜひ次の12月の定例議会までに、例えばどのような形でやるか。それぐらいのところまではぜひよろしくお願いしたいと思いますけれども。回答はよろしいですけれども、そういうことで。

それで、その次に移ります。

南伊豆町の最終処分場は青野地区にあります。そして、その寿命は7年であるとの回答を私は平成9年9月の定例町議会で聞きました。当時の回答からすると、2年経過した今日、その寿命は約5年となります。町当局はあと5年ということをどのようにとらえていますか。先ほど一般質問では、平成14年に青野の処分場の契約が終了ということになるんでしょうけれども、そういう問題を抱えていると。こういう行政報告がありましたけども、一応私は5年ということで、14年でも結構でございます。

そして5年という場合に、建設工事期の選定とか候補地区、そしてその関係地区的同意、環境アセス、そして設計及び建設等、5年で十分な時間と言えるでしょうかというのが一つの問題なんです。

それで菊池町長時代に加納地区に最終処分場を建設するという話がありましたが、この件につきまして町長は加納地区の地区懇談会で事業の撤回を宣言したと聞きました。これは本当でしょうか。そして、この撤回ということがあったとしても、これはこれで結構なんですか。最終処分場の建設についてどのように考えているか、この点お聞かせ願いたいと思います。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 最初に加納について、私が前町長から引き継いだ中において引き継ぎ事業に入っておりませんでした。そして皆さんの話を判断すると、正式に撤回という言葉はなくても——僕の方もそれを判断して撤回という、要するに加納ということで住民の反対されたもので私の方にも事務引き継ぎや何かありませんでした。そして、話し合いの中でそういうニュアンスのことを言ったということを聞いておりますので、私は加納については撤回したんじゃないかなという。

ですから、私はこれから平成14年度に青野の最終期限が切れるということを踏まえたときに、本当に時間的に間に合うか間に合わないかそれはわかりません。しかし、ごみというのは今、梅本議員が言ったようにみんな町民のことですから、オープンにして、そしてその話し合いを積極的に進めた中で、もし最終処分場が例えば南伊豆町でできないんならばお金がかかってもやる方法はあると思うんですよ。ともかく、そういう一つの選択肢としては他の町村にお願いするということもあるでしょうし、ともかく皆さんで話し合いをもとに、このごみ問題というものは進めていかなければいけないんじゃないかな。時間的な制約が確かにありますけれども、私の引き継いだ時点においては新たな気持ちということで今出発しております。

○議長（大野良司君） 梅本和熙君。

○4番（梅本和熙君） 前の町長から引き継ぎがなかったと。ただ、私が聞いている限りでは、加納地区で前の町長が最終処分場を計画していたと。もし、この事業が撤回されたんであるのなら、それは行政の継続上、町長当然「私は撤回しました」とか、「撤回します」とか、「そして新たな場所を探します」とか、例えば町長は最終処分場を建設するんであるなら、ごみ問題に関して大事なことは最終処分場を建設するのかしないのか。それと、完全リサイクルで物事を考えていくか。これは時間的にものすごくかかるわけです。例えば循環型の完全リサイクルの社会を目指すんだったら最終処分場いらなくなるですよ、町長。

だから、その場合に町長がどのように物事を考えているのか。加納地区をやめるのか、それとも新たに選定して最終処分場をつくる方向で行くのか。それとも、完全リサイクルの方法で最終処分場はいらないような状況のごみ処理方法を考えるのか、これを聞いたかったわけです。この点どうですか、町長。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 私は今のところは最終処分場ということで考えておりました。そういうリサイクルという形でね。そういう形では考えておりませんでした。最終処分場の建設と

いうのを前提に、これからも地区懇談会ということは、行政報告の中にもそういう案があったことは事実です。

○議長（大野良司君） 梅本和熙君。

○4番（梅本和熙君） だから町長としては、最終処分場をつくるんですか。つくるとした場合に、加納地区に関してはどのように考えているんですか。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 加納地区については、地域の住民の同意が得られなかったと聞いております。

○4番（梅本和熙君） そうしたらやめるんですか。

○町長（岩田 篤君） はい。

○4番（梅本和熙君） 加納地区はやめるということですか。

○町長（岩田 篤君） そういうことです。

○議長（大野良司君） 梅本君。

○4番（梅本和熙君） わかりました。

一応町長の考え方は最終処分場が必要だと。そして焼却処分していくと、ごみは。このような考え方で今後やっていくという、それで時間的な問題もあると。できれば12月の定例会あたりにそのような時間的なものを一つ欲しいなど、どのような方向性を出すのか。これはもう時間的に平成14年ということで、行政報告にある平成14年ということで考えれば、場所の選定とかいろいろなことを含めて、もうそろそろ計画が出てきていいんじゃないかなと。このように考えるわけですけれども、一応それはそれで。

それと先ほどから話していましたように、現在は大量消費時代から資源循環型社会へと時代が変わってきているわけです。廃棄物がゼロ。ゼロエミッションということが追求されているわけです。

今、話しましたけれども、ゼロエミッションというのは非常に難しい、廃棄物ゼロ、最終処分場ゼロ、このような物の考え方です。その場合に、分別が非常に必要になるわけですけれども、やり方としましてまず初めに紙類、段ボール等の分別収集による、紙ごみの再生資源化、そしてその次に廃プラスチックや木くず、一般ごみ、こういう可燃がみを固形燃料化していく。そして、さらに生ごみですね、これも堆肥化する。こういう形の中で廃棄物をゼロにするという、これは今簡単に話しただけですけれども、そういう形の時代に今来ているわけです、町長。

それで、このようなゼロエミッションを計画、先ほどは町長もう既に最終処分場をつくる

と私には言われましたけれども、その方向でいきたいと言っておりますけれども、私はできればこのゼロエミッションの考え方、廃棄物ゼロの方向で物事を考えていく、このような考え方方が、先ほど言いました環境ホルモンとか、ダイオキシンとか、そういうことを考えた場合に、その方がいいんじゃないかなと。このように考えて、きょう質問したわけですけれども、もし町長の方から何か考え方があれば。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 本当に大変いい意見でございます。私もゼロエミッション、初めて聞く言葉で不勉強で申しわけないんですけども、そういうことで梅本議員の意見も取り上げた上で、ぜひこれから、12月までは努力いたしますけれども、そういう考え方もあると、正直言って私も地区懇談会をやり、最終処分場があるものという、そういう観念というか、そういうこともありましたので、確かに不勉強なことは認めますけれども、そういう方向づけ、社会の方向づけにして、じゃこの南伊豆町においてゼロエミッションが完全にできるかどうかということも確かに問題あると思います。

例えば、紙を固体化するだとか、そういう施設について広域化ということも考えなければならないでしょうし、そういうことを踏まえて意見として、他町村の考え方ですね。それから、この静岡県が7カ所に清掃工場を平成29年につくろうかという、そういう計画もあるわけなんです。そういうことを私も前提条件に入れた上でごみ問題については考えておりました。静岡県を7ブロックに分けて、そして24時間稼働する清掃工場をつくり、そういう前提条件がありましたので、私もその流れに乗るべきじゃないかなと、そういう考えのもとに最終処分場のこととも考えておりました。

以上でございます。

○議長（大野良司君） 梅本和熙君。

○4番（梅本和熙君） 町長の考え方もわかりました。

それで町長、一応言っておきますけれども、栃木県の野木町というところで、こうすれば埋立処分場はいらないということで95%——これ2万人の町です。この町で既にやっていることも事実なんです。それと、いろいろとそういう形でゼロエミッションの方向へ向かって自治体関係も非常に進んでいるわけです。そしてこれは「環境自治体」という本です。この本の中にそういう環境関係、ごみ関係がいろいろ書いてあります。ぜひ南伊豆町のごみ行政をいい方向へ、例えば他市町村から視察に来るようないいごみ行政にしていただくようによろしくお願いして——町長、結構です。これで、私終わりますから。一応そういうことでよろしくお願いします。

○議長（大野良司君） 梅本和熙君の質問を終わります。

◇ 鈴木久香君

○議長（大野良司君） 1番議員、鈴木久香君の質問を許可します。

[1番 鈴木久香君登壇]

○1番（鈴木久香君） それでは、通告に従い質問を行います。

町長の政治公約でもある「原点に返る南伊豆町」に向け、各地区で地区懇談会が行われ、意見、要望、苦情を取りまとめて対応しているようありますが、町民と行政の間に何か交流の仕掛けをつくる住民参加のシステムがあるかないかで、その町の活性化度が決まると思は思います。今後の町行政の対応についてお聞かせください。

○議長（大野良司君） 町長。

[町長 岩田篤君登壇]

○町長（岩田篤君） 先ほど横嶋議員に答弁したとおりでございますけれども、私も来年からもこの地区懇談会はことしより——ことし30カ所で開きましたけれども、そういうわけにはいかないと思いますが、できるなんならば10カ所程度、少なくとも住民参加をしていただくということに対しては役場の方から、町の方から足を一步でも二歩でも進んでいかない限り、町民はこちらへ寄ってこないんじゃないかなと、この地区懇談会についてはそう考えて、基本的な行政として私は続けていきたいと考えております。

○議長（大野良司君） 鈴木久香君。

○1番（鈴木久香君） 例えば公共事業で「なぜこんな物ができただろう、つくる前に相談してくれればよかったのに」、このようなことがないよう情報公開して、十分説明した上で事業の計画から実施まで住民に参加してもらうシステムをつくることが重要だと私は思います。

2番目の質問に入ります。それでは、一条川、青野川の自然、観光、災害対策について。一条川と青野川の合流点と上賀茂、渡辺義一宅の通称、上堰が、魚の遡上に大きな妨げとなっており、魚道の敷設が必要ではないかと思われます。また、一条地区の水源である上流の山林についても、雑木、竹が繁茂し、また乱開発により土砂の流出が心配されます。このようなことについては、地域住民は何度となく陳情したそうですが、受け入れられないのが現状と聞いております。

魚が泳ぎ、昔ながらの風情のある一条川に少しでも戻すことが自然にやさしい観光地づくりの実現につながっていくと私は思います。また、上賀茂側の青野川の護岸のコンクリートブロックに水圧によりえぐれた箇所が数カ所見られます。河川については県の管理下であり

ますが、町としても強く要望していただきたいと思います。また、山林対策についても、水源涵養、自然保護、観光、災害対策、イノシシ対策の各面から見て、今後最も重要な問題であると思います。行政としての対応策をお聞かせください。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 今述べられました一条の乱開発については、私たち地区懇談会において承っております。現地を視察して——個人の所有地ということもありますから、その中においていかに災害を、現地を見た中においてどうしたら下の方へと影響がないかなという、そういうことを考えて農林課長とも話をしております。そして水の流れを、現地を見ましたら川が変わっているわけなんですね。ですから、それを昔の川に戻すためにはどうしたらいいかということで検討して直すようにとは課長の方には指示しておきました。それから、川とかそういうことについては、課長の方からまた詳細に説明させていただきます。

それと自然についてですけれども、私は基本的に南伊豆町は自然があるなど、そういうことをたくさん言葉としては聞いております。しかし、その自然が本当に生きた自然なのか、そういうことについて疑問を感じていますもので、この南伊豆町を考えたときに農業、要するに陸について言うならば、東大樹芸研究所だとか農業試験場、薬草試験場というすばらしい施設があるわけなんです。そのノウハウをこれから自然復活のために使いたいな、お願いしたいということで、もしそういう活動が始まったときにはぜひ南伊豆町に協力してくださいということはお願いしております。

それと海の方についても、石廊崎のバイオセンターにお願いし、海の問題、これから本当に自然ということが南伊豆町の観光ということ、一つの考え方でしうけれども、私は自然を生かした観光というのも一つの選択肢じゃないかな。そのときにどこまでが自然か、そういうのは私たち素人ではわかりません。そういうときにそういうプロがいるわけですから、そのプロの知恵を拝借して、行政と、そういう施設との協力を図って自然開発、自然を少しでも取り戻したいなど。そして、それをセールスできる南伊豆町が一つの観光地としての、これから高齢化、少子化ということを踏まえた場合に、昔の観光地とは違ったイメージ、例えば薬草試験場があります。そして薬草試験場が昭和20年代にあったとしたならば、その昭和20年代はこの南伊豆町はすばらしい薬草があったんではないでしょうか。そう考えたときに、それを復活するのも観光の一つの選択肢じゃないかな、そういう知恵を生かした観光地づくりも私は考えていきたいと考えております。詳しいことは——川のことだと、それについては建設課長の方から説明させますので。

○議長（大野良司君） 建設課長。

○建設課長（小島徳三君） お答えします。

今後の河川の維持工事だとか、あるいは土砂浚渫、災害復旧につきましては、一条川あるいは青野川につきましては二級河川なものですから、下田土木事務所の管理となっていますが、連携を密にしまして……な対応をしてまいりたいと思います。

現在、青野川の河床の護岸につきましては、維持工事で下田土木事務所で継続して実施中であります。

以上です。

○議長（大野良司君） 鈴木久香君。

○1番（鈴木久香君） このことに関しましては、災害保全と南伊豆独自の観光地づくりとして最も重要なことと私は思いますので、また県の方に強く要望していただくことをお願ひいたします。

それでは、質問を終わります。

○議長（大野良司君） 鈴木久香君の質問を終わります。

◇ 渡辺嘉郎君

○議長（大野良司君） 8番議員、渡辺嘉郎君の質問を許可します。

〔8番 渡辺嘉郎君登壇〕

○8番（渡辺嘉郎君） 通告に従って一般質問をさせていただきます。

先ほど来、町長の行政報告の中と、また横嶋議員の方からも質問がありましたけれども、私は私なりのカラーで介護保険制度導入に伴う基盤整備についてを質問をさせていただきたいと思います。

我が国では急速な高齢化とともに介護の問題が老後の最大の不安要因となっておりますが、介護が必要になっても、残された能力を生かしてできる限り自立をし、尊厳を持って生活できるようにすることは国民共通の願いでございますが、現実には家族だけで介護を行うことは非常に困難になっております。

そうした中で、介護保険法が第141回国会で可決成立を平成9年12月17日に公布され、介護保険制度は介護を社会全体で支え、利用者の希望を尊重した総合的なサービスが安心して受けられるか、そういう仕組みをつくろうとするものであり、老人保健制度、老人福祉制度、健康保険制度等ほか制度の関連する部分を多く含んでおりますが、厚生省では介護保険制度が平成12年4月1日から円滑に実施できるよう介護保険認定モデル事業の実施、介護支援専門員の指導研修等の準備作業を進めておりますが、我が町も事務処理システム、要介護認定、

介護保険事業計画、保険料、介護報酬等について制度施行に向けた準備、また受け皿の一つでもあります老人健康福祉施設の誘致等の、我が町が果たすべき責務の第一の基盤整備の必要量の確保であるが、現時点での達成状況と残余期間での達成方策をお伺いしたいと思います。

町長は、共立湊病院組合の管理者でもある上、また我が町の町長でもある半面から、地域医療振興会等の話し合いの中で、この老健施設の誘致の問題はどの程度に進んでおられるのかお伺いしたいと思います。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 介護保険制度導入に伴う基盤整備については、先ほど横嶋議員に述べたとおりでございますけれども、もう一度改めて福祉課長の方から説明させていただきます。それから老健施設についてでございますけれども、まだどの程度の施設をつくるか、要するに地方自治体、私たちの方にするならば、お金を出したくないというのが大きな、結果的に見て、共立湊病院が黒字であると。その黒字を踏まえてまた老健施設をつくったならば、当然黒字じゃないかなという推測ですけれども、そういうことを踏まえたときに、各町村の方はお金の方はできるだけ出さないと。そしてまた、それについて基本的にはそうなんですけれども、相手の方からどの程度の施設を幾らぐらいでつくるかということが、まだ具体的なことは来ていないわけです。それが来た上で町村会において話し合うという、それが現状でございます。それ以上のこととはまだ話は進んでおりません。

以上です。

○議長（大野良司君） 福祉課長。

○福祉課長（楠 千代吉君） それでは、基盤整備についてお答えいたします。

ご質問の中の基盤整備でございますけれども、現在ありますのは施設サービスでございますけれども、梓の里80床、それから湯ヶ岡の郷50床でございます。今後できます、ことしの12月1日オープンの予定でございますけれども、みなとの園が50床。それから12年3月31日までの整備予定が50床、トータル 230床でございまして、先ほど申し上げたとおり高齢者保健福祉計画の整備目標を100%充足するということでございます。

次に、在宅サービスでございますけれども、やはりショートスティが梓の里が14床でございまして、湯ヶ岡の郷が20床、みなとの園が20床、それからクリスタル賀茂が20床ということですから、この辺も恐らく保健計画以上に整備されてくると思います。

それからデイサービスでございますけれども、今現在、デイサービスにつきましては各町

村で整備しようという状況でございますものですから、今現在我が町ではデイサービスセンターはございません。ただ先ほど申し上げたみなとの園におきましてことしの12月1日ごろでしょうか、開設を目指していますけれども、そこでB型のデイサービスセンターを行います。これにつきましてはB型ですから15床ということになります。

それからヘルパーステーションでございますけれども、これも町村ということですので、社協で4名、近いうちには5名になるわけですけれども、それからみなとの園で設置するという予定で、これは24時間対応ということです、みなとの園につきましては。ですから、24時間巡回型で回る。一部滞在型もありますけれども、巡回型で回る。社会福祉協議会はそういう面では滞在型ということで、夜中は行かないわけです、日中、定時の時間しか行かないということですけれども、みなとの園は巡回型でやると聞いております。

それからもう1点は、在宅介護支援センターでございますけれども、先ほど横嶋議員の質問もありましたけれども、社会福祉協議会にB型の在宅介護支援センターがあるわけです。みなとの園は24時間対応ですのでA型でございます。そういう中で2社できるわけですけれども、残念ですけれども来年3月31日で社会福祉協議会の方の在宅介護支援センターは廃止するということですので、1社ということになります。

もう1点、協力介護サービス事業者の話になると思うんですけども、今現在のところはまだ登録業者1社もありません。ただこの辺が平成11年10月1日から県の方で登録を受け付けます。その結果として、登録申込予定者ということに現在なるわけですけれども、その方は近隣ですと、先ほど申し上げた訪問介護は5社ということになります。それから訪問入浴介護が3社ということになります。それから訪問看護ステーションですけれども、一応3社ということです。それから通所介護、これはデイサービスですけれども、2社ですね。それから通所リハビリテーションセンター1社、それから短期入所ですけれども、ショートステイ、これが1社でございます。福祉用具の貸与が3社。グループホームを、これからやろうとかかっている会社がありますて、ここが1社でございます。先ほど申し上げた在宅介護支援事業者が6社でございます。

ですから、サービス事業者もそうですけれども、居宅介護支援事業者、要するにケアマネージャーが6社がサービスいただいているということでございます。今後そういう面では随時ふえていくと思うんですけども、それは民間のことですので、我々が積極的には当たっているわけですけれども、試験の結果がございまして、その結果によってですので、先のことはわからないですけれども、恐らくふえていくんじゃないかなということで、どんどんふえていく、そういう面での基盤整備はできていくんじゃないかなと考えております。

さらに、居宅サービスの4つの柱ということで、訪問介護、それから訪問看護、通所サービス、それから短期入所サービス、これにつきましては一応厚生省の方では平成16年度に必要量の6割を備えたいということがございますですから、本年も6割は充足できるというふうで考えております。

以上です。

○議長（大野良司君） 渡辺嘉郎君。

○8番（渡辺嘉郎君） 細かい答弁をしていただきましたけれども、本当にありがとうございます。それはそれでまた後で私、ちょっと資料いただきたいと思います。

もう1点、今の老健施設の問題でございますけれども、介護保険料を払う以上、受け皿というものが大事なことになってくるわけでございますけれども、東伊豆方面にはオープンをした、また西伊豆方面の方も今工事に着工してきたという中でもって、我が町と下田市、それに受け皿がない、老健施設がないという中でもって、例えばの話ですけれども、下田市がやらない、下田市もお金を払うのがいやだと、財政的に困難だからいやだという形の中で東伊豆にもできた、西伊豆もできたという中で、南伊豆町長としてこの老健施設を我が町独自で受けるつもりがあるのかないのか、その辺をお伺いしてみたいと思います。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 本当にきつい質問でございます。私たち原則的に基本契約というのがありますし、移譲を受けるについて共同で、要するに共立済病院組合で管理するという基本計画の中にのっとって運営していくかなければまずいんじゃないかなと、それは踏まえております。ですから、今言われたように、町単独でやっていいかどうか、じゃ基本計画をもう一度見直して、厚生省の方でそれだけの補助をくれるかどうかということもあるんじゃないでしょうか。そういうところを踏まえたときに、基本計画のとおりのことをやるのがお互いに法政国家の大前提じゃないかなと考えております。

○議長（大野良司君） 渡辺嘉郎君。

○8番（渡辺嘉郎君） 共立済病院が移譲を受けたときのスタートが、7市町村でやるというような形の話を私も聞いておるわけですけれども、そういった中でどうしても東伊豆の方面にもできた、西伊豆方面にもできたという中で、我が町としてどうしても介護保険料をいただく中でもって安心して保険料が払えるんだよという受け皿の中でもって、どうして我が町だけに老健がないんだというような、スタートしないんだというような話も聞くわけです。そういった中で、東伊豆方面は、私どもの方にあるから遠慮させていただくということでなくて、7市町村に協力は得るわけでございますけれども、我が町として今の地域医療振興会

の方と共同でもってやる考えがあるかないかということを私、実は聞きたかったわけです。
その辺を聞いて質問を終わります。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 今、地域医療振興協議会ですか、そちらの方にお願いしているのは、できるだけ、基本的には契約から言うならば、共立湊組合で上物をつくろうと、その内容について、名義は確かに組合であるけれども、その内容については返済の方法とか、そういうことについて打ち明けた話、ぜひ協力してくれないか、その詰めの段階です。ですから、名義は共立であっても、実態的にそういうのはある面で許されるならば、例えばそういう補助金の問題だとか、利息の問題だとかもろもろあると思います。そういうことを踏まえた中で各町村は余り出したくない。それらの事情を考えたときに、一つの方法としてそういうことも検討せざるを得ないんじゃないかなと。そういうことで、今のところはまだ町単独ということは煮詰まっておりません。それまで僕もやらなきゃいけないということはわかっておりますけれども、そういうほかの方法があるならば、それでもいいんじゃないかなということは考えております。

○議長（大野良司君） 渡辺嘉郎君。

○8番（渡辺嘉郎君） わかりました。いずれにしましても、我々があすにもそういう施設を望んでおるということは、介護保険料を払う以上そういう施設を望んでいるということなのですから、我が町でも前向きの姿勢でぜひいい方向に向けた中で考えていただきたいと思います。そういうことで質問终わります。ありがとうございました。

○議長（大野良司君） 渡辺嘉郎君の質問を終わります。

◇ 藤田 喜代治 君

○議長（大野良司君） 5番議員、藤田喜代治君の質問を許可します。

[5番 藤田喜代治君登壇]

○5番（藤田喜代治君） 通告に基づき一般質問をいたします。当局の皆さんお疲れでしょうけれども、もう一踏ん張りお願いたします。

初めに、イノシシによる被害対策についてあります。

既に、ご承知のことと思いますが、町内各地においてイノシシが出没しております。作物が荒らされているのみでなく、民家の庭を我が物顔で歩き回っているなど、間近に身の危険にさらされている住民もいるようあります。このような声は当局にも当然聞こえていること思います。そこで、被害状況、出没状況をお尋ねいたします。出没状況については、出

没の原因があろうと思われますので、その原因もあわせてお尋ねしたいと思います。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 被害状況でありますけれども、平成10年度において被害の面積が約50ヘクタール、被害量が50トン、そして額にして 2,500万という報告を受けております。それからタケノコとかミカン、本当にイノシシに対する害は、これは地区懇談会において、ほとんどの地区において出されております。

それからその原因というのは、今言われましたけれども、やはり南伊豆町の山林が本当に——先ほど申しましたけれども、本当に自然が自然であるかということにいくと思うんですけれども、山がただヒノキとか、山が荒れているのが現状です。それについてこれからも一一ただイノシシだって生きる権利があるということを私考えておりますけれども、そういう自然をいかに取り戻すかということ、それも大きな考えに入っています。これからこの11月10日に知事が来るわけなんですけれども、この被害状況についてはぜひ知事の方へも報告して、お金のかかることでどうから、そういう事情を話して何らかの方策、町独自でやればいいんでしょうけれども、県の方にお願いしたいなと、そういうことも考えております。ですから、今言わた人間が私は一番悪いんじゃないかなとは考えておりますけれども、何しろお互いに生きる権利があるもので。

以上です。

○議長（大野良司君） 藤田喜代治君。

○5番（藤田喜代治君） ただいま原因について答弁ありましたけれども、もう一つつけ加えるなら、イノシシが随分ふえたということもあるうかと思います。これについては、町長の答弁よりも農林水産課長のご答弁の方が詳しく聞かれるのかなとは思いましたけれども、一応結構でございます。

次に、解決のための対策を今、町長の方で知事に、県の方へということのお話がありましたがけれども、まずその認識がありましたら、解決の対策を講じる上で法律上の壁というか、がある場合もございます。今回の場合、鳥獣保護法及び狩猟に関する法律が関係すると私は思っておりますが、特に、県の方にお願いすることにもなろうかと思いますが、町単独でもできることだろうと思います。特に狩猟の解禁が11月15日と聞き及んでおります。ですから、県の方にお願いする前にも当町でいろいろな対応ができるだらうと、このように思うんです。どうぞその対応をご検討いただいているのかどうか、あるのかないのか、よろしくお願いします。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 一応期間については11月15日から2月15日ということあります。地方分権の移譲によって許認可が町の方に来ております。しかし、頼んでも、現実問題として犬がイノシシを追わないというのも、そういう現実もあるわけなんです。ですから、それにはかわるべきわなということで、今、これも資格をとるように研修を受けなければ、勝手にわなを設置するということはできませんもので、そして獣師さんですか、そういう方の研修も今年度はかなりふえた——具体的な人数はちょっと把握できませんけれども、ふえたと聞いております。黒田勝さんですか、そういう獣友会の責任者から本年度の講習の人数がふえたよということは伺っております。そしてわなについても、やはり講習を受けなければわなをかけれないということで、夏場についても、期間について認可をするならば、あることは存じております。しかし、とるべくそういう頼りになる犬が行かないとなかなか思ったような効果が上がらないということが現状だそうです。

以上です。

○議長（大野良司君） 藤田喜代治君。

○5番（藤田喜代治君） なかなか大変な部分があるようですが、必ずしも研修をしなければ、あるいは町の中での獣友組合ですか、そういう人たちに当然お願いするにしても、よそからの応援に来てくれる方たちもあろうかと思います。そういうことも含めて、とれる対応はできるだけ早めにとっていただきたいというのが考えであります。

次に、いろいろな方法の自衛手段をとっている住民への指導、それから費用の負担を軽くするなどの対応が、今のご当局ではとられていないように思われます。私はこの指導や費用の負担を軽くする、そういう対応をとってしかるべきという考え方であります。また、生活の糧としても、また健康のためにも作物をつくってる住民が作物をつくる意欲を失い始めているという悲しい話も少なくない、こういうふうに聞いております。さらに、間近に身の危険にさらされるということを考えますと、早急に重大なことだと、こういうふうに受けとめて、とれる対策を何とか講じてほしい、このように思います。何かとれると思います。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 今、町の方から補助金制度というのがあります。例えば田んぼ、ソーラーシステムを使った電気によってイノシシを寄せつけないとか、いろいろとっています。補助制度もありますもので、その辺の詳しいことについては、農林水産課長から説明させます。

○議長（大野良司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（内山力男君） それでは、自衛手段の関係についてお答えします。

これにつきましては、平成10年度ですか、有害鳥獣防止対策事業というのが設置されまして、補助金制度ができています。細かい話になりますけれども2分の1の補助です、補助金が1万円から上限が10万円の範囲となっています。そういうことでやっております。

それから今回の補正予算にも大分申請がございまして、追加させていただきましたので、よろしくお願ひいたします。

さらに、駆除の話の関係ですけれども、先ほど町長も申し上げましたが、犬が夏場はどうしても動きが鈍いので10月ぐらいから有害鳥獣駆除をやっていきたいなど、そういうふうに獵友会と考えております。

以上です。

○議長（大野良司君） 藤田喜代治君。

○5番（藤田喜代治君） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次にまいります。

○議長（大野良司君） 藤田喜代治君の質問中でございますが、昼食のため1時まで休憩をいたします。

（午前11時57分）

○議長（大野良司君） 休憩を閉じ、再開いたします。

（午後 1時00分）

○議長（大野良司君） 藤田喜代治君。

○5番（藤田喜代治君） 早速ですが、2件目に入ります。

経済の不況対策についてであります。現在、我が国は長引く不況の中であえいでいるところであります、御多分に漏れず我が町も不況の真っただ中であります。我が町の主力産業であります観光産業しかり、建設産業しかり、また第1次産業においても不況のあおりを受けて青息吐息であります。町民の自助努力での不況脱出も思うようにはならない状況下であります。今こそ政治が、行政が経済を支え、リードしていく局面であると考えるものであります。そこで、現在の経済の状況の実態についての基本的認識をお尋ねいたします。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） お答えいたします。

長期経済不況は、倒産、リストラ、失業、残業カットとなって、国民生活を直撃し、労働

省による我が国の6月から7月の完全失業率は4.9%と過去最高を記録いたしております。このような状況下で全国の観光業は生活防衛、生活の切り詰めにより、旅行等の手控え、宿泊日数や旅行回数の削減、身近な日帰り旅行等一番の打撃を受けております。また、観光ニーズも自然、健康志向と花と触れ合い、アウトドアブーム、ハイキング等の体験に変化し、暇を使ってお金を使わるのが現状であります。

また、本町の夏期シーズンにつきましては、行政報告のとおり旅館、民宿等宿泊施設が約2割の減、観光施設につきましても前年比で約2割の減となっております。しかし、銀の湯会館やコンビニ等は盛況で、観光に来ても泊まらず、食事はコンビニ弁当、ふろは銀の湯利用と、お金をかけないのが現状だと思っております。今後、観光ニーズを踏まえ、すばらしい自然を生かし、四季を通じて集客が可能な観光地づくりを目指したいと考えております。)

以上でございます。

○議長（大野良司君） 藤田喜代治君。

○5番（藤田喜代治君） そこで、今認識をお伺いしましたけれども、また実態についてもご報告いただきましたけれども、その考え方を踏まえて、行政において取り組んでいる不況対策、現在取り組んでおられる不況対策について、特に町でということでございますけれども、お尋ねをしたいと思います。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 集客方法として四季を通じてお客様に来ていただく、平成11年12月31日から伊豆新世紀創造祭、これについて町を挙げて努力しております。また、平成11年度、仮称ユウスゲ公園の整備等も工事にかかっております。

以上でございます。

○議長（大野良司君） 藤田喜代治君。

○5番（藤田喜代治君） もっと主なものがたくさん出てくるのかと期待をいたしましたけれども、とりあえず取り組んでいるものを2つ聞かせていただきました。

観光についてのものが多かったと思いますけれども、いろいろこれからさらに取り組んでいただけるというふうに思います。行政も不況脱出に必至になってベストを尽くしている、そういう姿が町民に明確に見えてこそ脱出の歩みが始まる、こう考えておる次第であります。さらなる努力をなされるものと期待して質問を終わります。

○議長（大野良司君） 藤田喜代治君の質問を終わります。

◎議第51号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） これより議案審議に入ります。

議第51号 南伊豆町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 提案説明をいたします。

桑原敬氏より、10月26日、教育委員会委員の任期が満了となるため辞職願が提出されました。桑原氏は平成7年9月27日就任以来、約4年間にわたり教育行政の発展に尽力を賜りました。後任には竹麻学区より浅野忠誠氏を任命したく、ご提案申し上げる次第でございます。

浅野氏は昭和57年に、家にこもりがちな子供たちが多くなっている中、スポーツを通じ、子供たちの体力向上と、お互いの連帯意識を高めることを目的に、竹麻少年野球団を設立し、その代表者として14年間にわたり青少年育成に尽力されました。人格も高潔で教育文化に見識を有しており、教育委員として適任者であることと存じます。

また、渡邊權氏につきましては、引き続き教育委員として任命したく、ご提案申し上げる次第でございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） 教育委員の任命に関して、提案の仕方に対して意見を言っておきます。

それぞれの個人に関して審議をすべきものが、連名で採決をしなければならないということに関しては、仮に片方よくて、片方に対しては否決という場合に、そういう意思が表明できないんですね。こういう提案の仕方をやめて改めることですね、かつての体制のときにも、前体制のときにも意見を言ったんですが、今後改めて提案の仕方をきちんとして、個人に対して態度が表明できるようにしてほしいということあります。

教育委員の任命に関しては、根拠法に基づいて地方行政の組織及び運営に関する法律でも所属政党の要件に関してもきちんとこれを規約して、表示させる責任があるんですね。こう

いう点も明記をしてほしいということを、意見として述べておきます。

以上です。

○議長（大野良司君） ほかに質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[発言する者なし]

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第51号中、渡邊權氏の任命に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（大野良司君） 賛成多数です。

よって、渡邊權氏を任命することに決定いたしました。

次に、浅野忠誠氏の任命に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、浅野忠誠氏を任命することに決定いたしました。

◎議第52号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第52号 南伊豆町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

[事務局朗読]

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

[町長 岩田 篤君登壇]

○町長（岩田 篤君） 議第52号の提案理由を申し上げます。

育児休業、介護休業等、育児または家族介護を伴う労働者の福祉に関する法律並びに労働

基準法の改正により関係条例の整備の必要が生じましたのでご提案申し上げる次第でございます。

条例改正案の詳しい内容につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大野良司君） 総務課長。

○総務課長（外岡捷美君） それでは、議第52号の条例改正の内容の説明をさせていただきます。

お手元に別紙でもって概要の説明資料ということでお配りしてございますけれども、これをもって説明させていただきます。

第1に条例改正の理由でございますけれども、育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律、労働基準法の改正に伴いまして所要の改正を行うものでございます。

第2としまして、条例改正の概要でございますが、南伊豆町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正を以下のとおり行うということで、まず1つ目といたしまして、休憩時間の一斉付与原則の例外規定の創設。これは一斉に与えないことができる場合は、勤務の特殊性または当該公署の特殊の必要がある場合で規則で定める。

2として、育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限の創設。1つ目といたしまして、育児または介護を行う職員から請求があった場合には、公務の運用を妨げる場合を除き、深夜勤務をさせてはならないとする。2つ目として、育児または介護を行う職員から請求があった場合には、当該請求した職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1年間 360時間を超えて時間外勤務をさせてはならないとする。

3番目として、請求手続を制限請求書により書面で行うものとする。これは平成9年に雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等のための、労働省関係の法律の整備が行われまして、女性労働者に対する深夜業務の規制の解消がなされたわけです。これによりまして、深夜に子、あるいは子を保育する者や家族を介護する者はいなくなる。こういう育児または家族介護を行う一定の者について、深夜業務の制限を設けると、こういうことでもって条例改正をするものであります。

以上で内容説明を終わります。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する者なし]

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[発言する者なし]

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第52号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第52号は原案どおり可決されました。

◎議第53号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第53号 南伊豆町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

[事務局朗読]

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

[町長 岩田 篤君登壇]

○町長（岩田 篤君） 議第53号の提案理由を申し上げます。

地方公務員法等の一部を改正する法律が、平成11年7月22日、法律第107号をもって公布されました。これに伴いまして、関係条例の整備の必要が生じましたので、提案申し上げる次第でございます。

内容につきましては、南伊豆町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例第1条中第2項を第4項に改めるものです。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第53号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第53号は原案どおり可決されました。

◎議第54号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第54号 南伊豆町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第54号議案の提案理由を申し上げます。

本案は、税制調査会の平成11年度税制改正に関する答申（平成10年12月16日）を踏まえ、平成11年1月12日に地方税法等の一部を改正する法案が閣議決定され、同日国会に提出されました。同法案は、3月24日参議院本会議において可決成立し、同月31日に法律第15号として公布されました。これを受け、南伊豆町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正するも

のあります。

条例改正の詳しい内容につきましては、税務課長より説明させます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（大野良司君） 税務課長。

○税務課長（碓井大昭君） ただいま、町長の提案説明のように、地方税法等の一部を改正する法律が3月31日に公布されました。これを受けまして、住民税の減税や譲渡所得の税率改正等は平成11年4月1日より施行になるため、5月11日の臨時議会で専決処分の承認をいたしました。

固定資産評価審査委員会条例の改正は、施行日が来年の1月1日ですので、今回上程させていただきました。内容については、お手元の資料によって説明させていただきますので、資料をご参照ください。

南伊豆町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例。

1つ目として、審査申し出の機会の充実のための改正でありますけれども、審査申し出の期間を延長するということで、納税通知書、一般的には4月15日に発行しますけれども、それが交付された日以後30日まで延長される。現行では固定資産課税台帳の縦覧期間、一般的には3月1日から3月20日までですけれども、その末日後10日までというのが納税者に交付された以後30日まで延長される。

2つ目としまして、固定資産評価審査委員会の審議の合理化。審査の申し出をすることができる事項として、今まででは固定資産課税台帳に登録された事項ということで住宅用地の特例なども審査申し出の対象になっておりましたけれども、今回の改正では固定資産の価格のみとする。その他の事項にかかる不服については行政不服審査法の不服申し立ての対象になるということです。

3つ目としまして、審査手続の合理化。不服の審理は書面によることとし、審査申出人の申請があった場合には、委員会は審査申出人に対して口頭で意見を述べる機会を与えなければならないこととし、委員会は必要ある場合には審査申出人及び町長の出席を求めて口頭審理を行うことができる。現行は口頭審理のみでした。

4番目としまして、町長に対する照会制度の創設。審査申出人が町長に対して主張、または証明を準備するために必要な事項について照会できる制度を創設する。これでありますけれども、審査を申し出た者以外の者が所有者である固定資産に関する事項については、照会はできません。本人、所有者ということです。現行は委員会を通じての資料請求のみはできました。

5つ目としまして、固定資産評価審査委員会による審理の進行管理にかかる規定を整備す

る。1つ目としまして、審査関係を明瞭にするため、当事者に対して、その主張に関して問い合わせを発し、または説明を求めることができることとする。2つ目としまして、固定資産評価委員に対し、評価事項に関する事項についての説明を求める能够のこととする。

3つ目としまして、固定資産評価審査委員会の委員に関する改正でありますけれども、現行は委員のうち当該市町村の住民または町税の納税義務者以外の学識経験者については、定数の3分の1を超えることはできないとされましたけれども、この要件を撤廃するということです。

附則としまして、この条例は平成12年1月1日から施行になります。

よろしくお願ひします。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第54号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第54号は原案どおり可決されました。

◎議第55号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第55号 賀茂郡介護認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第55号議案の提案理由を申し上げます。

本案の変更内容につきましては、規約第3条の審査会の執務場所につきまして、東伊豆町において機構改革により、賀茂郡東伊豆町白田地区画整理地内第6ブロック東伊豆町保健福祉センター内から、賀茂郡東伊豆町稻取3354番地、東伊豆町役場内へ、平成11年9月1日をもって移転したため、規約の一部を変更する必要が生じ、ご提案申し上げた次第でございます。)

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。)

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。)

採決いたします。

議第55号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第55号は原案どおり可決されました。

◎議第56号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第56号 平成11年度南伊豆町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第56号 平成11年度南伊豆町一般会計補正予算（第2号）につきまして提案理由を申し上げます。

このたびの補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,279万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億4,631万4,000円とするものです。

歳出の主なものといたしましては、第2款総務費、総務管理費 2,708万円。第3款民生費、社会福祉費 2,601万9,000円、児童福祉費 701万9,000円。第4款衛生費、清掃費 2,352万1,000円。第5款農林水産費、農業費 1,302万5,000円。第7款土木費、道路橋梁費 2,122万円。第9款教育費、小学校費 501万9,000円。第10款災害復旧費、農林水産業施設災害復旧費 310万円、公共土木施設災害復旧費 4,406万円などあります。

歳入につきましては、第9款地方交付税 3,981万7,000円。第13款国庫支出金 2,768万円。第14款県支出金 1,511万6,000円。第18款繰越金 4,513万円。第20款町債 1,380万円などが主なものであります。

補正予算の内容につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（大野良司君） 総務課長。

○総務課長（外岡捷美君） それでは、議第56号 平成11年度南伊豆町一般会計補正予算（第2号）の内容を説明させていただきます。

まず、歳出の19ページをごらんいただきたいと思います。

第2款総務費、総務管理費、1目一般管理費で147万円補正。5目で秘書広報費23万4,000円。失礼しました。さきの一般管理費ですが、147万円。これは委託料として147万円。これは平成12年の4月からいろいろ地方分権が各市町村に来るわけですが、その中でもって例規整備をしなければならないということで第一法規の方へ例規集の整備ということで委託料147万円計上させていただきました。

それから、5日の秘書広報費23万4,000円、これは時間外手当の23万4,000円です。

6目の企画費40万7,000円。これは主なものといたしまして、3節の職員手当の57万2,000円の時間外手当、それから13節の第4次南伊豆町総合計画策定委託料、これが141万9,000円の減額となっております。

9目で公害対策費で6万円。これは普通旅費でございます。

次は、20ページです。10目地域づくり推進費 1,150万3,000円。この中の地域づくり推進事業といたしまして、需用費で50万3,000円、これは食糧費。18節で備品購入費 242万8,000円。これは先般6月の補正でお願いした太鼓購入費でございましたが、これを下の19節に入れ替えてございます。19節負担金補助及び交付金 1,342万3,000円。これはコミュニティ施設、集会所の整備補助金 1,100万円です。先ほど申しました太鼓購入費の補助金が 242万8,000円でございます。

11目交通安全対策費45万円。これは15節工事請負費として交通安全施設設置工事、カーブミラー等の設置費45万円でございます。

13目基金費 1,377万円。これは28節繰出金といたしまして、土地開発基金の方へ 1,377万円。これは差田の総合グランドの用地の取得金でございます。

2項徴税費の税務総務費 225万6,000円。それから税務総務費の総務事務の 151万3,000円、これは職員手当で 151万3,000円、時間外勤務手当でございます。それから賦課徴収事務として74万3,000円。これも7節の賃金で臨時事務員賃金として74万3,000円計上させていただきました。

4項選挙費、3目各選挙費といたしまして、町会議員選挙事務で 119万1,000円の減額。これは議会議員選挙の精算に伴う減額でございます。次が県会議員選挙事務51万円。これも精算により、備品購入費67万円計上させていただきました。

次は、23ページの3款民生費、1項社会福祉費の 2,610万9,000円。1目社会福祉総務費で 315万4,000円。福祉総務事務で42万円。これは職員手当等で35万円、時間外勤務手当です。それから積立金といたしまして7万円、これは福祉振興基金積立金でございます。次が社会福祉事業といたしまして 273万4,000円。これは13節の委託料でホームヘルパー活動委託料 273万4,000円でございます。

3目で老人福祉費 2,294万円。老人福祉事業といたしまして 1,983万7,000円。それが自動車の損害保険で1万8,000円。委託料13節としまして 1,263万3,000円。これは在宅介護支援センターの運営委託料 432万4,000円、在宅老人デイサービスセンター運営委託料 830万9,000円。14節で使用料及び賃借料1万円、これは有料道路の通行料でございます。18節備品購入費 713万7,000円。自動車購入費でございます。23節償還金利子及び割引料 7,000

円、施設使用料還付金です。次が公課費 3万 2,000円、自動車重量税でございます。

次が、介護保険事業といたしまして 310万 3,000円。1目報償費が 4万円。これは介護保険事業の計画策定委員会の委員報酬でございます。それから 8節の報償費81万 9,000円、医師の謝礼。9節の旅費37万 1,000円。これは費用弁償普通旅費でございます。11節は需用費といたしまして46万 5,000円。消耗品等でございます。13節委託料として 110万 2,000円。介護認定調査委託料でございます。18節で備品購入費として30万 6,000円計上いたしました。

次が、5目の社会福祉センター管理費 1万 5,000円。これは現在社会福祉協議会で町の施設を無償貸与しているわけですが、そろそろ介護保険が始まるに当たりまして、その施設の一部を貸せるという有料することによって9月から3月分、半年間の使用手数料を一応認めまして、消耗品の1万 5,000円を計上させていただきました。

次が、2項児童福祉費 701万 9,000円。児童福祉総務事務として44万円。これは母子家庭等医療扶助費が44万円でございます。児童福祉施設費として 657万 9,000円。これは差田保育所運営事務として 103万 7,000円。需用費で29万 5,000円、これは施設の修繕料でございます。それから備品購入費として74万 2,000円、これは施設設備品、保育備品でございます。その財源といたしましては、後ほどまた歳入で申し上げますが、少子化対策事業として国の補助が 1,000万付いたわけですが、その保育所、幼稚園等の財源に当てたわけです。次が手石保育所運営事務 134万 2,000円。これも旅費、需用費、役務費とそれぞれの施設における需用費等でございます。それから15節が工事請負費で50万 6,000円。保育所倉庫新設工事。それから18節につきましても、先ほどと同じような理由で26万 8,000円計上してございます。次が南崎保育所運営費 218万 5,000円。これも先ほどと同じ国庫補助を受けまして、役務費と備品購入費と計上させていただきました。次が、南上保育所運営費。これにつきましても同じような理由で施設設備品費等を計上させていただきました。

次が、4款衛生費でございます。2項清掃費 2,352万 1,000円。清掃総務費の清掃総務事務として11万 2,000円、これ電算機器の賃借料11万 2,000でございます。

それから2目のじんかい処理費 1,808万 7,000円。これはごみ収集事務として29万 6,000円。これは委託料で不燃物収集業務委託料でございます。それから焼却施設維持事業として 1,701万 4,000円。これは需用費として 100万円。これは修繕料。13節の委託料として 301万 4,000円。これは焼却施設煙突劣化調査の委託料でございます。工事費といたしまして 1,300万円。これは焼却施設煙突の補修工事を計上させていただきました。次が最終処分場維持事業費77万 7,000円。これは吉祥最終処分場設置届作成委託料でございます。

次が、し尿処理費として 532万 2,000円。28ページです。合併処理浄化槽整備事業といた

しまして 532万 2,000円。これにつきましては、合併処理浄化槽設置整備事業に対する補助金でございます。

次が、29ページですけれども、5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費 118万5,000円。農業振興事業として 100万円。これは有害鳥獣等被害防止対策事業補助金として100万円計上させていただきました。次に、緊急生産調整推進対策事業として18万 5,000円。水田農業緊急支援事業費補助金として18万 5,000円であります。

次が、5目の農地費 1,184万円。農業施設維持事業として 450万円。これは14節で重機の借上料50万円。15節 350万円。これは農道水路等維持補修工事に対するものでございます。原材料費といたしまして、農道等補修用の材料費50万円でございます。

次が、30ページでございます。普通農道整備事業といたしまして 734万円。これは8節で報償費、境界立ち会いの謝礼として 6万 2,000円。需用費は 3万円。13節委託料として 148万 2,000円。これは測量委託料でございます。15節工事請負費 218万 3,000円。これは大瀬の農道ゴロケ線の改良工事でございます。17節公有財産購入費 358万 3,000円。農道落合線用地取得費が14万円、同じく中ノ瀬線用地取得費が75万 3,000円、ゴロケ線の用地取得費が269万円でございます。

次が、2項林業費 3万円。林業振興費の林業整備事業として14万 5,000円。これは旅費5,000円、需用費13万円、役務費 1万円でございます。

次が、松くい虫防除事業11万 5,000円の減額でございます。これは委託料といたしまして、奨励松くい虫伐倒駆除委託料が1万 7,000円で、町単の薬剤地上散布委託料 7万 3,000円、奨励松くい虫防除薬剤地上散布委託料は 2万 5,000円でございます。

次が、32ページで 6款商工費、1項商工費、4目都市提携費15万円。これは都市提携事業15万円で、塩尻市スポーツでもって少年野球の交流補助金として15万円計上させていただきました。

6目の温泉管理費で銀の湯会館運営事業30万円。これは温泉会館の駐車場用地の測量調査委託料30万円の分です。

次が、7款土木費、1項土木管理費の土木総務費 128万 9,000円の減額。これは一般職の給料 128万 9,000円の減額でございますが、この分は今回の災害復旧費の方へ振替たためにこちらを減額させていただきました。

2項道路橋梁費 2,122万円。1目道路維持費の道路維持事業として 1,250万円。13節委託料で 150万円。これは路側刈り払い等業務委託料 100万円、測量調査委託料50万円でございます。次が、15節工事請負費 1,100万円、路面補修工事が 800万円、路側補修工事が 100万

円、排水路補修工事 200万円でございます。

2目道路新設改良費 872万円。単独道路改良事業として 872万円でございまして、15節工事請負費で 800万円、これは下流の大平B線の改良工事費でございます。17節として同じく大平線の用地取得費72万円でございます。

次が、3項の河川費 1,500万円の減額です。これは青野川ふるさとの川関連整備費として 1,500 万円の減額でございます。これは県の河川等環境整備事業負担金の 1,500万円の減額でございます。

次が、8款消防費、1項消防費 192万 5,000円。2目の非常備消防費として16万円。これは公務災害補償費で15万円、19節で下田地区危険物安全協会負担金の 1 万円でございます。

次が、3項消防施設費の 9 万 5,000円。消防施設管理事務で 5 万 4,000円の減額です。これは需用費で 9 万 5,000円、役務費で11万 1,000円減額、それから公課費として自動車重量税 3 万 8,000円の減額。これにつきましては、下の自動車、役務費で購入しました自動車を乗り換えたために振替でございます。

次が、5目の災害対策費 167万円。消防施設管理事務として 147万 9,000円。これは施設修繕料ということでかんがいます等が昭和58年に町内78カ所に設置してあるわけですが、13カ所において塩害等でもって下の方が大分さびてきて危険ということで、今回補修させていただきました。 147万 9,000円。次が、防災施設整備事業として19万 1,000円。これは自動車損害保険料、それから諸手数料で11万 1,000円、それから備品購入費で無線機のバッテリーで 4 万 2,000円、自動車重量税 3 万 8,000円でございます。

次が、第9款教育費、2項小学校費 501万 9,000円。1目の学校管理費で 499万 5,000円。そのうち小学校管理事務として 481万 9,000円。これも先ほど申し上げた少子化対策事業の 1,000 万の中の一部でございまして、需用費が56万円、これは施設修繕料、それから給食消耗品等でございます。次の15節工事請負費 425万 9,000円。竹麻小学校体育館屋根改修工事 73万 4,000円、竹麻小学校アスレチック設置工事 352万 5,000円です。竹麻小学校管理事務 16万 5,000円、これは修繕料の16万 5,000円。次が、南中小学校管理事務 1 万 1,000円、研修旅費 1 万 1,000円でございます。

2目教育振興費 2 万 4,000円。小学校教育振興事務として 2 万 4,000円。これは20節の扶助費で準要保護就学援助費として計上しております。

次は、3項中学校費 192万 3,000円。1目の中学校管理費の 9 万 6,000円。

38ページでございます。1目の中学校管理事務として 9 万 6,000円。これは施設の修繕料 9 万 6,000円でございます。

2 目の教育振興費で 182万 7,000円。これは中学校教育振興事務として、14節使用料及び賃借料、教育用パソコンソフト賃借料21万 5,000円、19節で中体連出場補助金 161万 2,000円でございます。

次が、4 項幼稚園費で11万 1,000円。1 目南伊豆幼稚園事務として11万 1,000円、これは普通旅費の11万 1,000円です。

次、5 目社会教育費の 157万 2,000円。1 目社会教育総務費11万 5,000円で、これは社会教育総務事務の印刷製本費、需用費で11万 5,000円でございます。

2 目が公民館費18万 5,000円。公民館管理運営事務として18万 5,000円、これは施設修繕料でございます。

3 目は、文化財管理費90万円。文化財管理事務として90万円、これは印刷製本費で90万円でございます。

4 目図書館費24万 2,000円。図書館管理運営事務24万2,000円、これは研修旅費 1万1,000円、それから施設修繕料23万 1,000円でございます。

6 目の生涯学習推進費13万円。これは生涯学習推進事業として生涯学習推進リーダー育成海外派遣負担金13万円でございます。

6 項保健体育費 134万 8,000円。1 目保健体育総務費が53万 7,000円。保健体育総務事務として53万 7,000円。これは宮前テニスコートの照明改修工事。改修費53万 7,000円を計上させていただきました。

次が、2 目の体育施設費の81万 1,000円。武道館管理運営事務でございまして、11節需用費、修繕料として10万円、それから13節委託料として浄化槽維持管理委託料11万 1,000円、18節で施設の備品ということで60万円計上させていただきました。

次が10款災害復旧費、1 項農林水産業施設災害復旧費で 310万円。農地及び農業用施設災害復旧費として 310万円の、農地及び農業用施設災害復旧事業で 270万円、これが旅費が12万円、需用費で18万円、工事請負費 240万円、現年災の工事費でございます。次が、単独農地及び農業用施設災害復旧事業として40万円、これは14節の重機借上料40万円でございます。

次が、2 項社会公共土木施設災害復旧費 4,406万円。1 目道路河川等災害復旧費 4,406万円。道路河川等災害復旧事業で 4,306万円、これは先般の災害復旧費でございまして、給料128 万 9,000円、先ほど申しました土木費の方からの振替でございます。それから 9 節の旅費 6 万円、普通旅費。それから需用費78万 1,000円、役務費として12万円、13節委託料として測量設計委託料 156万円、14節として複写機使用料15万円、15節現年災の工事費として 3,910 万円を計上させていただきました。次が、単独道路河川等災害復旧事業で 100万円。

これは14節機械器具借上料 100万円でございます。

次が、歳入の9ページをお願いします。歳入として9款の地方交付税、1項1目地方交付税 3,981万 7,000円。これは普通交付税の 3,981万 7,000円です。

次が、10ページの11款分担金及び負担金、1項1目農林水産業費分担金24万円。これは普通農道の整備事業費の分担金24万円でございます。

次が11ページ、12款使用料及び手数料、1項使用料、3目の商工使用料30万円。これは銀の湯会館の使用料30万円。それから6目民生使用料1万 5,000円。これは先ほど申しました社会福祉センターの使用料ということで、半年分1万 5,000円を計上させていただきました。次が、2項手数料の2目民生手数料5万円。これはホームヘルプサービス手数料5万円でございます。

次が12ページ、13款国庫支出金、1項国庫負担金の2,768万円。3目が災害復旧費国庫負担金 2,768万円でございまして、これは公共土木施設災害復旧費負担金で 2,768万円でございます。2項国庫補助金 1,992万円。1目の民生費国庫補助金で 1,849万 9,000円、これは社会福祉費の補助金が90万 5,000円、これはホームヘルパー設置費補助金、それから2節老人福祉費の補助金 759万 4,000円、在宅老人デイサービス事業補助金でございます。3節が児童福祉費補助金 1,000万円、これは先ほど申しました少子化対策臨時特例交付金でございます。次が2目衛生費国庫補助金 142万 1,000円。1節の清掃費補助金 142万 1,000円、合併処理浄化槽設置整備事業補助金でございます。

次は13ページ、第14款県支出金の2項県補助金 1,511万 6,000円。1目の総務費県補助金400万円、これは総務管理費の補助金としてコミュニティ施設（集会所）整備補助金 400万円。2目の民生費県補助金 753万 5,000円。1節社会福祉費補助金45万 1,000円、ホームヘルパー設置費補助金でございます。2節老人福祉費補助金 686万 4,000円、在宅介護支援センター運営費補助金が 324万 3,000円、生涯青春活動促進事業補助金17万 5,000円の減額、在宅老人デイサービス事業補助金が 379万 6,000円でございます。次が、3節児童福祉費補助金22万円、これは母子家庭等医療扶助費補助金でございます。次が、3目衛生費県補助金105万 9,000円。2節の清掃費補助金 105万 9,000円、これは合併処理浄化槽設置整備事業補助金でございます。4目は農林水産業費県補助金93万 6,000円。2節農業費補助金は 103万 5,000円。これは先進的農業生産総合推進対策事業費補助金5万円、普通農道整備事業費補助金80万円、水田農業緊急支援事業費補助金18万5,000円。2節の林業費補助金9万9,000円の減額。これは松くい虫補助に対する経費でございます。次が、9目災害復旧費県補助金158万 6,000円。農林水産業施設災害復旧費補助金として、農地及び農業用施設災害復旧費

補助金が 158万 6,000円でございます。それから 3 項委託金が51万円。これは総務費委託金として51万円で、県議会議員選挙委託金の51万円でございます。

次が、15ページの16款寄附金の 1 項寄附金、2 目民生費寄附金 7 万円。これは社会福祉事業の寄附金 7 万円でございます。

次が、16ページの18款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金 4,513万円。これは前年度の繰越金 4,513万円でございます。

第19款諸収入、4 項雑入、5 目雑入15万円。これは消防団員等公務災害補償費の15万円でございます。

次が18ページ、第20款町債、第 1 項町債の 6 目災害復旧費 1,380万円。これは公共土木施設災害復旧債で道路河川災害復旧事業債 1,380万円を計上させていただきました。)

そして 8 ページの事項別明細をお聞きいただきたいと思います。

今回、1 億 6,279万 8,000円を追加いたしまして、49億 4,631万 4,000円となるわけですが、補正財源といたしまして国・県支出金 6,322万 6,000円、それから地方債で 1,380万円、その他で82万 5,000円、一般財源として 8,494万 7,000円です。

以上でございます。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

石井福光君。

○9 番（石井福光君） 第 7 款の土木費の河川費についてお伺いいたします。

34ページですね。この青野川ふるさとの川関連整備事業が 1,500万円の減額された理由についてちょっと説明していただきたいと思います。

それともう 1 点、29ページの農林水産業費の中で農業振興事業の有害鳥獣、先ほど藤田議員の質問にもありました、これは補助金でございますが、この 100万についての件数、補助の件数とその効果について、果たしてこれはどれだけの効果があるのか、その 2 点についてお聞きしたい。)

○議長（大野良司君） 建設課長。

○建設課長（小島徳三君） それでは、お答えします。

青野川ふるさとの川関連整備費の 1,500万円の減につきましては、当初予算で 1,700万円見たわけでした。それで 1,500万円に減する理由といたしましては、静岡県と下田土木事務所と南伊豆町との間で県営事業の負担金に対する協定が整いました。それが 200万で済みました。その中身といたしましては、築堤工、堤防ですね、これが経費が 1,552万円、それか

ら洪水敷工、これ2分の1県の負担で、要するに芝張り部分、これが194万。県も194万。それから事務費が町が6万県が54万ということで、全体の事業費が2,000万で町が200万、県が1,800万となりました。

それで今回減った分につきましては、平成12年度に植栽が完了予定なものですから、ふるさと公園が完了予定なものですから、平成12年度に町が1,600万、県が3,200万を予定しております、全体事業費で見ますと町が1億8,700万、県が3億8,800万、5億7,500万で竣工する予定になっております。

以上です。

○議長（大野良司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（内山力男君） 先ほどの29ページになりますが、有害獣の関係でございますが、当初予算で100万円計上しました。今回さらに100万円の追加ということでございますが、実はこの8月予算編成期におきまして、29件ぐらいございました、既に。それが100万近くになっております。そしてさらに、今現状から推定して、だいぶ出てくることが予想されて、全体に合わせて50件くらいかなということで、倍ぐらいということで予算計上させてもらいました。

そんな中、効果でございますが、先ほどの藤田議員の質問でもございましたように、これは自衛策のことになります。ちょうど今、稻が色付いてだんだん実りの時期となります、山間地等におきまして被害があるだろうという予想の中で、電気柵等を設置することにより、確かにそれなりの効果はございます。ただ、町全体を考えますとイノシシの対策をもっと強化しなければならないかなと思っております。

以上です。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） まず第1は、20ページの土地開発基金1,377万円ですが、この問題は町長に質問しますけれども、これは差田のグランドの用地買収ということではありますけれども、私、午前中の一般質問での内容もそうでしたし、今日の住民生活を守るという点、この経済不況の中での困窮した状況というのはほかの議員の質問でもありましたけれども、こうした際に差田のグランドの用地買収費がずっと続いているわけですけれども、改めて不要不急の事業に対してそのまま継続していくのかどうか、町長の考えを改めて伺いたい。さまざまな質問をする中で、財源の問題、かなり財政が厳しい、逼迫しているということは答弁するわけですけれども、仮に用地買収をしたとしても、それを当初に差田総合体育施設ということで決めた、発表した計画から見れば、今、殊さらこの土地買収を急いで進めなければ

ならないという意味はないのではないかと思います。この点についての質問です。

次は、24ページの委託料、13節ですね。在宅介護支援センター運営委託料、これはみなとの園に関連しての内容だと思いますけれども、あわせて先ほどの一般質問がありましたように、同じ介護支援センター、社協の介護支援センターの事業が来年の3月に打ち切りにされるという、その整合性について伺いたいと思います。

それともう1点、27ページの吉祥最終処分場の設置届の作成委託料の、この予算計上の意味についてもう少し詳しく報告していただきたいと思います。

○議長（大野良司君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 質問事項は地域づくり推進事業の補正額 1,150万 3,000円についての、必要かどうかということですね。差田のグランド用地についての。

私は今まで随分お金かけておりまますし、用地だけは取得したいなど、そういうふうに考えております。これは継続事業として考えております。また、そのほかについては関係課長に説明させます。

○議長（大野良司君） 福祉課長。

○福祉課長（楠 千代吉君） それでは、24ページの在宅介護支援センターの関係でお答えいたします。

今回、この補正予算に盛られておりますのは、ご存じのとおりみなどの園の分でございまして、12月から3月までですか、4カ月分でございます。これにつきましては、補助基準額の4分の1ということで今回計上させていただきました。それとプラス初年度設備費がございますですから、その辺が含まれております。そういう面でも委託料につきましては390万 4,000円程度になると思います。初年度設備費、これが42万円程度となりますものですから、合計で 432万 4,000円ということで計上させていただきました。

もう1点のこと社会福祉協議会と介護支援センターの整合性ということでございましたけれども、いずれにしましても、今回みなとの園でやるのはA型ということで、国・県の補助の対象となる施設でございまして、24時間やるということでございます。

もう1点、社会福祉協議会についてはB型でございまして県の補助しかないということ、それから24時間できないということですので、今回廃止するということでございます。その辺で万が一——中学校区に1個ということですから、我が町には在宅介護支援センターが2個あってもよろしいんですが、そういう面で太刀打ちできない。要するに、これから介護保険ができますと商売にならないんじゃないのかということで、年度いっぱい廃止ということで聞いております。

以上です。

○議長（大野良司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（内山力男君） 20ページになりますけれども、先ほども町長が答弁いたしました土地開発基金の繰出金の関係でございますが、実は差田総合体育施設ということで平成7年からこの事業を始めたわけでありますけれども、全体といたしまして9万9,000平米を計画したわけです。その中で約75%買収されまして、8万2,000——細かい数字はありますけれども、8万2,000平米、未買収があと2万7,136平米ございます。そんな中、この次の補正にも出てくるわけですが、ここの利用につきましては、今後見直すとか検討しようというようなことで今なっております。ただ、そこにおきまして用地につきましては、大まかでいきますとけれども、1億円余りの用地費になります、残が2万7,000平米ぐらいあるわけですけれども、それを4年から5年ぐらいかけて用地取得だけはしていこうという中、今後練り直して、今どうするということではなくて、用地だけ取得していきたいということで計画しているわけでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（大野良司君） 清掃課長。

○清掃課長（藤原伊勢夫君） 吉祥の最終処分場の設置届の作成委託料のことですけれども、これは今の現の焼却施設をつくるときに、平成1年から3年まで可燃ごみを一時的に吉祥の処分場に搬入しました。それが1,000平米以下は届けは不要ということの解釈でやっていましたけれども、可燃ごみがふえたものですから、実質的には超えました。それをしかし、届けをしていません、しなかったものですから、これを廃止するについて県の方から設置届を先に出して、そして廃止するということで、この設置届を出すために実際に合わせた設計等の業者委託費でございます。

○議長（大野良司君） 収入役。

○収入役（稲葉勝男君） 今、清掃課長の方から答弁がありましたけれども、当時私が担当課長でしたので補足説明させていただきます。

清掃課長からのお話のように、平成元年、今の焼却施設を建設ということで、その当時の旧施設が焼却処分できないということで、吉祥の土地と言いましても、これは皆さんご存じのように、伊豆急のゴルフ場開発計画の中に入っている伊豆急の土地にそのごみを処分した経過がございます。しかし、その処分した時点で、設置届も何も出さないでやった経過がありまして、これでいろいろな——これはもう知っている方いるんでしょうけれども、同和だとか右翼だとか、そういう関係でいろいろ横やりが入りまして——横やりが入ったからやったというような経過にとられても仕方がないんですけれども、処分場をちゃんとした処分場

に設置しようということで、一応防護シートを張った、構造基準上は満たしている施設なんですけれども、先ほど清掃課長が言いましたように 1,000平米以下は設置届は必要ないということで、そういう解釈のもとに同じ敷地内 2 つに分けました。分けて、片方は 800平米、片方 800平米という、そういう緊急の場合だったものですから、これはそういう形で保健所の方と協議はしたんですけども、保健所の方から回答を得ないまま緊急を要したため、そういう 800平米、 800平米という形のもので 2 つに分けた施設にしました。それですから、今言ったように設置届を、そのとき完全なる設置届というのが出ていませんでしたので、これが今回伊豆急の方の開発計画に絡んで埋立処分場の廃止届けを提出しなさいということになったんですけども、廃止届けの前に設置届を出していなかったのですから、その設置届を一応形の上だけれども出してくださいと。構造基準上は先ほども申し上げたとおり、シートも張ったり、何ら問題はないんですけども、一応県の方へ出して許可を得たという形のものを手続きを経てやっていただきたいということがあったものですから、民間の土地を借りてこれだけの処理をしてきた時点で、民間の方にこちらが原因で迷惑をかけることはしませんという覚書も交わしたことですし、今回設置基準というか、許可をとるべく委託を業者にお願いするということでございます。

以上です。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） 答弁のしまいの方から述べますけれど、補正でごみシートを張り、そういう処分場の改修をやった時点でやらないでなぜ今ごろかと、そういう思いがあるんですけども、これは委託しなければできないような種類の仕事なのかどうかということです。そこら辺もう一度答えていただきたいということですね。

○議長（大野良司君） 清掃課長。

○清掃課長（藤原伊勢夫君） やっぱりいろいろな基準がありますので、実際に合わせた設計基準を守るために業者委託するものでございます。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） それでもう一つ、またもとに戻りまして、最初の土地開発の基金の繰出金なんですけれども、今、改めてその認識ですね、差田グランドの計画に関しては用地買収はするんだけども、その利用形態に関しては見直しをするという表現でしたね。私はここら辺の方針をはっきりすべきだというふうに思うんですけども、あそこの用地の、残余の用地は山もかなりあるというふうに思うんです。土地の単価が将来にわたってずっと高騰して、用地買収が困難あるいは負担が重過ぎるということが明確に予想されるなら別なん

ですけれども、この計画そのものを見直す予定があると。しかも、その土地がほかに使用、競争的に買収がされる予測がつくと、そういうものでなければ特段緊急してやらなくていいんではないかというふうな思いもあるわけですけれども、特に答弁いりませんけれども、見直す計画があるということですね、使用については。

それともう1点、24ページの備品購入費の713万7,000円ですか、自動車の購入ですけれども、この内容について詳しく説明いただきたい。

○議長（大野良司君） 福祉課長。

○福祉課長（楠 千代吉君） それでは、24ページの備品購入費についてお答えいたします。

当然この自動車につきましては、デイサービスですので、町でやる事業でありますデイサービスを、ここで委託するということでございますから、町の方でバスを購入しまして、当面は無償の貸与をしたいと考えております。それから介護保険になりますと、当然補助金がありますものですから、厚生省の許可を得てからこの対応を協議するということでございます。

内容につきましては、バスがリフトバスでございます。一応22から24人乗りということで考えております。というのは、B型でございますから、お客様、要するに弱者が15人ということです。そして運転手、介護人、それからリフトの収納場所、それから車いすの収納場所等々を考えまして、一応22から24人乗りのバスを考えております。

以上です。

○議長（大野良司君） 梅本和熙君。

○4番（梅本和熙君） 先ほど一般質問でもありましたけれども、第4次総合計画の策定委託料、これは減額補正してありますけれども、そのことはどちらもいいんです。そうじゃなくて第4次総合計画を作成するに当たって、町長は何を主眼に策定をしたいのか。まずこの1点と、次の20ページの食糧費の53万、これの詳しい説明と。先ほど石井議員から質問がありましたふるさとの川事業ですか、これ34ページ、1,500万円の補正減ですけれども、これちょっと意味がわからなくて、来年度やるということですか。今年度ではなくて来年度この1,500万減をやるということですか。ちょっとその辺がよくわからないもので。3点です。

○議長（大野良司君） 建設課長。

○建設課長（小島徳三君） 先に青野川ふるさとの川の関係を申し上げます。1,500万円減にしたのは、本年度は1,500万円減で済むんだけれども、来年度1,600万円の——要するにことしは200万円の負担で済むんだけれども、来年度1,600万の負担が必要になる、というのは……

- 議長（大野良司君） 梅本和熙君。
- 4番（梅本和熙君） すみません、回答遮って。実は今言っていた意味に対して、例えば今年度 200万円の負担にして、来年度 1,600万円の負担にすると。なぜそういうふうにしなくちゃいけないか、そのところを知りたいということなんです。全体的な事業の内容は変わらないんでしょうけれども、なぜその操作が必要なのか。
- 議長（大野良司君） 建設課長。
- 建設課長（小島徳三君） お答えします。その件につきましては、ご存じの方もあるかもしれませんけれども、用地取得が非常に困難性がありました。それで用地取得につきまして一部難しいという時点もあった中で、やっと買える見込みがつきました。そういうことの調整だと思います。一応 2割勾配の親水護岸と 1万 700平米の芝張公園と、それから植栽をやるわけなんですけれども、用地取得が原因かと思われます。
- 議長（大野良司君） 梅本和熙君。
- 4番（梅本和熙君） ということは、県の方が用地取得のことで事業を縮小してきたと、今年度は。このような考えですか。
- 議長（大野良司君） 建設課長。
- 建設課長（小島徳三君） 事業自体は当初計画と変わっておりません。今年度分は全体トータル的には当初計画とそれほど変わりはございません。そういう中で11年度と12年度との事業費、町負担分の調整があったということです。
- 議長（大野良司君） 梅本和熙君。
- 4番（梅本和熙君） 町でということじゃなくて、県の方が事業縮小をしたんですよね。わかりました。
- 議長（大野良司君） 町長。
- 町長（岩田 篤君） 第4次総合計画についてですけれども、第3次総合計画に引き続いでできなかった部分、例えば手石の耕地整理だとか、ああいうのについては引き続き——引き続きというより第3次総合計画にまだ工事が行われていない部分があると思います。それについては行政の一体性ということでやらなければいけないんじゃないかな、そう考えています。
- それと岩田町政としては、これから自然を生かす観光ということで、施設をつくるよりもそういう自然を生かした総合計画ということも考えております。ですから、具体的な設備をつくるというのは、例えば子浦の小学校ですか、そういうことは考えておりますけれども、大体の施設はもう完成した現在において、あとは農地だとか、そういう自然をいかに取り戻

すとか、そういうお金のできるだけかからない総合施設が第4次総合計画に入るんじゃないかな、そう考えております。

○議長（大野良司君） 企画調整課長。

○企画調整課長（渡辺修治君） 地域づくり推進事業費の中の需用費の食糧費の50万3,000円でございますけれども、これは5月、6月、8月における地区懇談会時における、7時から各地区で行ったものですから、そのときの各四役、各課長の食糧費でございます。

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） 私は、この補正予算の中での意見を言った以外に、少子化対策の特例交付金の使い方等々に関してはそのとおりでいいと思うんですけども、先ほどの1点ですね、今の住民の生活、町全体を見渡したときに不況で深刻な状態だと。その中で税金の使い方の問題で不要不急のことに関しては厳しく見ていくという点から、土地開発基金繰出金、特に差田グランドの問題では事業目的を見直していくということを表明されましたけれども、こうした点での土地買収に関してはもう少し慎重にやるべきだと。少なくない予算だということがたびたび町長の口から言われていますが、そうした点に照らして補正予算のあり方としていいのかという議論、それ以外の問題に関しては特に異議はありませんけれども、その意見を述べて反対というか、注文をしていきたいと思います。

○議長（大野良司君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第56号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（大野良司君） 賛成多数です。

よって、議第56号は原案どおり可決されました。

ここで14時30分まで休憩をいたします。

(午後 2時2分)

○議長（大野良司君） 休憩を閉じ、再開いたします。

（午後 2時30分）

◎議第57号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第57号 平成11年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第57号 平成11年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

本案は、7月本査定実施により、国庫支出金、療養給付金等交付金、繰越金、総務費、一般被保険者の保険給付費、老人保健拠出金、保健事業費、基金積立金、諸支出金増額補正と国民健康保険税、退職被保険者の保険給付費、繰入金の減額補正であり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,335万 5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ 9億 7,574万 1,000円とするものです。

詳細につきましては、健康課長より説明させますので、ご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（大野良司君） 健康課長。

○健康課長（飯泉 誠君） 平成11年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、内容説明いたします。

12ページをお開きください。初めに歳出より説明いたします。

1款総務費、1項1目一般管理費、補正額80万円、備品購入費であります。これは国保情報のオンライン化に伴い、平成8年度に国保連合会がリースしたものを無償で借り受け使用していたものがリース切れとなりまして、特別調整交付金の国庫補助の10分の10を受けて購入するものでございます。

13ページをお開きください。2款保険給付費、1項1目一般被保険者療養給付費 523万円、2目退職被保険者等療養給付費 861万 3,000円の減、1目、2目とも療養費の動向に伴う補正であります。

2項1目一般被保険者高額療養費75万 1,000円、これも同様に療養費の動向に伴う補正でございます。

14ページをお開きください。

3款老人保健拠出金、1項1目老人保健医療費拠出金 831万 7,000円、2目老人保健事業拠出金12万 3,000円の減、3目老人保健事務費拠出金18万円、いずれも拠出金の確定による補正でございます。

15ページをごらんください。5款保健事業費、1項1目保健衛生普及費 152万 6,000円、内容につきましては健康教育、保健指導等に要する消耗品及び備品購入であります。備品購入につきましては、ヘルスアップ用の自転車、妊娠シミュレーター、コーベンベイビー等でございます。このコーベンベイビーというのは、出産後の3,000グラムの赤ちゃんの模型の人形でございます。

16ページをお開きください。6款基金積立金、1項1目支払準備基金積立金、補正額4,500万円。長期安定を図るための積立金であります。支払準備基金第2条により積み立てるものでございます。

17ページをごらんください。8款諸支出金、1項3目償還金28万 7,000円、療養給付費交付金の確定による償還金でございます。

7ページをお開きください。歳入を説明いたします。1款国民健康保険税、1項1目一般被保険者国民健康保険税 5,481万 4,000円の減、2目退職被保険者等国民健康保険税 861万 3,000円の減、いずれも本算定による減額でございます。

8ページをお開きください。3款国庫支出金、1項1目療養給付費等負担金 764万 9,000円。内容といたしましては、老人保健医療費拠出金負担金が 322万 6,000円、拠出金の確定によるものでございます。過年度分としまして 442万 3,000円、過年度分の療養給付費の確定によるものです。これは10年度の精算分になります。

2項1目財政調整交付金79万 9,000円。これは先ほど申し上げましたオンライン化の備品でございます。

次のページをごらんください。4款療養給付費交付金、1項1目療養給付費交付金23万 8,000円、退職被保険者等療養給付費の確定によるものでございます。

10ページをお開きください。8款繰入金、2項1目支払準備基金繰入金 3,500万円の減。単年度収支の増加により減額補正させていただくものでございます。

11ページをごらんください。9款繰越金、1項1目療養給付費交付金繰越金28万 7,000円。前年度療養給付費の確定による繰越金でございます。2目その他繰越金1億 4,280万 9,000

円、前年度その他繰越金の確定によるものでございます。

6ページをお開きください。今回の補正は5,335万5,000円を追加し、9億7,574万1,000円とするものであります。補正財源の内訳といたしまして、国・県支出金が402万5,000円、その他の特定財源といたしまして23万8,000円、一般財源といたしまして4,909万2,000円でございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第57号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 賛成多数です。

よって、議第57号は原案どおり可決されました。

◎議第58号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第58号 平成11年度南伊豆町三坂財産区特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第58号 平成11年度南伊豆町三坂財産区特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 486万 1,000円を追加し、予算総額を 3,239万 1,000円とするものであります。

歳出といたしまして、第1款総務費の財政調整基金積立金として 486万 1,000円を計上させていただきました。

歳入につきましては、第5款寄附金の一般寄附金として 486万 1,000円を計上させていただきました。

内容につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（大野良司君） 総務課長。

○総務課長（外岡捷美君） それでは、議第58号の内容説明をさせていただきます。

8ページをお開きください。1款総務費、1項1目一般管理費の 486万 1,000円。これは積立金として財政調整基金積立金 486万 1,000円。

次が、7ページでございますが、5款寄附金、1項1目一般寄附金 486万 1,000円。これは伊豆下田カントリークラブからの寄附金でございまして、三坂財産区は三坂地区の公共事業に対しまして、それぞれ毎年補助をしておるわけですが、その協力金としてこのたび寄附金があったということで 486万 1,000円。これ一応財政調整基金に積み立てました。

以上でございます。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第58号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第58号は原案どおり可決されました。

◎議第59号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第59号 平成11年度南伊豆町土地取得特別会計補正予算（第1号）
を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第59号 平成11年度南伊豆町土地取得特別会計補正予算につきまして提案理由を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1,377万円を追加し、予算総額を 1,387万 4,000円とするものであります。

歳出につきましては、第1款公共用地取得費として 1,377万円を計上させていただきました。これは差田総合体育施設用地の取得費であります。

歳入につきましては、第2款繰入金の土地開発基金繰入金 1,377万円を計上させていただきました。

内容につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大野良司君） 総務課長。

○総務課長（外岡捷美君） ただいま町長の提案理由のとおりでございまして、まず 8 ページの歳出ですが、これは公共用地先行取得費ということで 1,377万円、これは総合体育施設用地取得費、公有財産購入費ということでございます。

次が、7 ページで歳入でありますが、1 項 1 目土地開発基金繰入金で 1,377万円です。

以上でございます。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） 挿正予算の繰り出しのところでも述べましたように、不要不急、そして目的を検討するという事業に関しては、極力この経済状態を見ながら抑えていくべきだという点から反対をいたします。

○議長（大野良司君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第59号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 賛成多数です。

よって、議第59号は原案どおり可決されました。

◎散会宣告

○議長（大野良司君） 本日の議事が終わりましたので会議を閉じます。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 2時45分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 大 野 良 司

署 名 議 員 鈴 木 史 鶴 哉

署 名 議 員 梅 本 和 熙

平成11年南伊豆町議会 9月定例会

(第2日 9月17日)

平成11年9月南伊豆町議会定例会

議事日程（第2日）

平成11年9月17日（金曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 議第60号 平成10年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第 3 議第61号 平成10年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 4 議第62号 平成10年度南伊豆町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 5 議第63号 平成10年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 6 議第64号 平成10年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 7 議第65号 平成10年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 8 議第66号 平成10年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 9 議第67号 平成10年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第10 議第68号 平成10年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第11 議第69号 平成10年度南伊豆町中木漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第12 議第70号 平成10年度南伊豆町水道事業会計歳入歳出決算認定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	鈴木久香君	2番	谷川次重君
3番	鈴木史鶴哉君	4番	梅本和熙君

5番	藤	田	喜代治	君	6番	漆	田	修	君
7番	斎	藤	要	君	8番	渡	辺	嘉	君
9番	石	井	福	光	君	10番	簾	田	国
11番	藤	原		栄	君	12番	横	嶋	広
13番	小	澤	東洋	治	君	14番	大	野	二
15番	渡	辺	守	男	君			良	司

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	岩	田	篤	君	助役	飯	田	千加夫	君
収入役	稲	葉	勝	男	教育長	坂	倉	範一	君
総務課長	外	岡	捷	美	君	企画調整課	渡	辺	修治
税務課長	碓	井	大	昭	君	長	渡	辺	正君
健康課長	飯	泉		誠	君	住民課長	渡	辺	
						農林水産課	内	山	力男
建設課長	小	島	徳	三	君	長	土	屋忠	儀君
清掃課長	藤	原	伊勢	夫	君	商工観光課	土	屋	勇君
教育委員会事務局長	土	屋		敬	君	長	鈴	木	
福祉課長	楠		千代吉		君	水道課長	池	野	徹君
						下水道課	勝	田	
行政主幹	外	岡	茂	徳	君	長			悟君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	田	中	秀	明	係長	松	本	恒	明
------	---	---	---	---	----	---	---	---	---

◎開議宣告

○議長（大野良司君） おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は15名です。定足数に達しております。

これより9月定例会本会議第2日の会議を開きます。

(午前 9時30分)

◎会議録署名議員の指名

○議長（大野良司君） 会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議規則の定めるところにより、議長が指名いたします。

3番議員 鈴木 史鶴哉 君

4番議員 梅本 和熙 君

◎議第60号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

○議長（大野良司君） これより議案審議に入ります。

議第60号 平成10年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第60号の提案理由を申し上げます。

平成10年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算額は、歳入総額55億 3,388万 744円、歳出総額51億 5,708万 2,597円であります。これを平成9年度決算と比較いたしますと、歳入におきましては3億 7,823万 5,115円、7.34%の増、同じく歳出につきましては2億 9,614万 5,866円、6.09%の増となりました。また、形式収支3億 7,679万 8,000円から翌年度に繰り越しすべき財源 8,222万 1,000円を差し引いた実質収支額は2億 9,457万 7,000円となりました。平成10年度の予算編成に当たりましては、第3次南伊豆町総合計画や過疎計画の着実な具体化に努めますとともに、その執行に際しましては、計画的、効率的な執行を心がけてまいりました。本決算は、地方自治法第233条第3項の規定によりまして、議会の認定を

いただきたく、監査委員の意見書を付して提案した次第であります。

なお、決算の内容につきましては、収入役より説明させますので、ご審議のほどお願ひ申し上げます。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

監査委員の決算審査報告につきましては、お手元に配付いたしました決算審査意見書をもって報告にかえます。

以下、各会計についての監査委員の決算審査報告も同様といたします。

内容説明を求めます。

収入役。

[収入役 稲葉勝男君登壇]

○収入役（稲葉勝男君） おはようございます。

本日は一般会計、それから特別会計9件、そして水道事業会計、計の11件の決算認定でございます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

それでは、平成10年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算の内容についてご説明申し上げます。

1ページをお開きください。

まず歳入から説明いたします。款のみで説明させていただきますので、ご了承願います。

1款町税。予算現額9億7,661万2,000円、調定額11億5,988万7,392円、収入済額10億3,334万7,789円、不納欠損額729万7,225円。これは時効によりますところの欠損処分とさせていただきましたのでございます。収入未済額1億1,924万2,378円、予算現額と収入済額との比較5,673万5,789円でございます。この中で町民税が町税の中で占める割合が33.1%です。3億4,177万4,582円。それから固定資産税が51.7%で5億3,472万2,300円でございます。それで、歳入合計に占める町税の割合は18.7%でありまして、ちなみに平成9年は21.1%でございます。

2款地方譲与税。予算現額6,000万円、調定額6,872万6,000円、収入済額も同じくでございます。それで、予算現額と収入済額との比較872万6,000円でございます。

続きまして、3款利子割交付金。予算現額850万円、調定額、それから収入済額とも874万9,000円でございます。予算現額と収入済額との比較が24万9,000円でございます。

4款地方消費税交付金。予算現額が7,600万円、調定額、収入済額とも同じでございまして1億415万5,000円。予算現額と収入済額との比較が2,815万5,000円でございます。

続きまして、5款ゴルフ場利用税交付金。予算現額2,450万円、調定額、収入済額とも同額で2,477万2,579円。予算現額と収入済額との比較が27万2,579円でございます。

6款特別地方消費税交付金。予算現額 1,880万円、調定額、収入済額とも同額でございます。予算現額と収入済額との比較が 1,326万円でございます。

7款自動車取得税交付金。予算現額 6,150万円、調定額、収入済額とも同額でございます。予算現額と収入済額との比較でございますが 31万 1,000円でございます。

8款の地方交付税。予算現額 20億 3,368万 7,000円、調定額、収入済額とも同額でございまして 21億 7,217万 8,000円でございます。これは普通交付税が約 18億 6,900万円、そして特別交付税が 3億 200万円、予算現額と収入済額との比較が 1億 3,849万 1,000円でございます。

9款交通安全対策特別交付金。予算現額が 144万円、調定額、収入済額とも同額でございまして 144万 4,000円でございます。予算現額と収入済額との比較が 4,000円でございます。

10款分担金及び負担金でございます。予算現額が 8,414万 9,000円、調定額が 8,417万 1,965円、収入済額が 8,376万 8,465円、それから収入未済額が 40万 3,500円でございます。これは保育料の未納分でございます。予算現額と収入済額との比較が 38万 535円の減でございます。

続きまして、2ページをお開きください。11款使用料及び手数料。予算現額 8,374万 4,000円、調定額 9,867万 7,240円、収入済額 9,864万 2,180円でございます。収入未済額 3万 5,060円、これは道路、河川等の使用料でございます。予算現額と収入済額との比較が 1,489万 8,180円でございます。

12款国庫支出金。予算現額 4億 7,752万 8,000円、調定額、収入済額とも同額でございまして 3億 5,788万 3,985円でございます。予算現額と収入済額との比較で 1億 1,964万 4,015円の減でございます。これは国庫負担金で南崎小の屋内運動場ですか、その繰り越しの分と、それから地域振興券交付事業ですか、その補助金の繰り越し、その分でございます。

13款県支出金。予算現額 2億 6,305万 7,000円、調定額、収入済額とも 2億 4,726万 9,627円でございます。予算現額と収入済額との比較が 1,578万 7,373円の減でございます。これは老人福祉費の介護保険関連サービス基盤整備事業で、中央公民館の工事、その繰越分です。

続きまして、14款財産収入。予算現額 1,326万円、調定額、収入済額とも同額で 1,352万 3,815円でございます。予算現額と収入済額との比較で 26万 3,815円でございます。

15款寄附金。予算現額 1,425万 5,000円、調定額、収入済額とも同額でございまして 1,425万 5,442円、予算現額と収入済額との比較は 442円でございます。

16款繰入金。予算現額 2 億 7,354万 5,000円、調定額、収入済額とも同額でございまして 1 億 8,339万 4,325円でございます。それから予算現額と収入済額との比較が 9,015万 675 円、これは基金の繰り入れの減でございます。

17款繰越金。予算現額 2 億 9,470万 8,000円、調定額、収入済額とも同額でございまして 2 億 9,470万 8,898円。予算現額と収入済額との比較で 898円でございます。

18款諸収入。予算現額 7,528万 3,000円、調定額が 8,539万 8,857円、収入済額 8,059万 639 円。収入未済額 480万 8,218円、これは災害援護資金の元利金でございます。予算現額と収入済額との比較が 530万 7,639円でございます。

19款町債。予算現額 8 億 130万円、調定額、収入済額とも同額でございまして 6 億 5,260 万円でございます。それで、予算現額と収入済額との比較が 1 億 4,870万円。これは先ほども申し上げました南崎小学校の屋内運動場の繰り越しにかかるものでございます。

次の 3 ページをお開きください。歳入合計。予算現額 56 億 4,186万 8,000円、調定額 56 億 6,566 万 7,125円、収入済額 55 億 3,388万 744円、不納欠損額 729万 7,225円、収入未済額 1 億 2,448万 9,156円。予算現額と収入済額との比較でいきますと 1 億 798万 7,256円の減でございます。

続いて、歳出についてご説明を申し上げます。4 ページをお開きください。それでは、1 款議会費。予算現額 7,691万 2,000円、支出済額 7,636万 8,730円。不用額、それから予算現額と支出済額との比較が同額でございます。54万 3,270円でございます。

2 款総務費。予算現額 7 億 4,237万 8,000円、支出済額 6 億 3,555万 3,754円。翌年度繰越額 6,461万円、これは地域振興券交付事業の繰り越し分でございます。不用額 4,221万 4,246 円、これは庁舎建設の積立基金が主なものでございます。予算現額と支出済額との比較 1 億 682万 4,246円でございます。

3 款民生費。予算現額 7 億 3,137万 6,000円、支出済額 7 億 212万 5,445円。翌年度繰越額 1,900万 5,000円、これは介護保険関連サービス基盤、先ほど申し上げました中央公民館の工事にかかるものでございます。不用額 1,024万 5,555円でございます。予算現額と支出済額との比較 2,925万 555円でございます。

4 款衛生費。予算現額 6 億 681万 8,000円、支出済額 5 億 8,385万 7,881円。不用額 2,296 万 119円、これは老人保健特別会計の繰出金が必要となくなったため、それが 1,500万円あります。それが主なものでございます。予算現額と支出済額との比較 2,296万 119円でございます。

5 款農林水産業費。予算現額 2 億 9,672万円、支出済額 2 億 8,530万 7,049円。不用額

1,141万 2,951円、これは農道整備事業費の公有財産購入費だとか、漁港集落の環境整備事業特別会計の繰出金でございます。それから、予算現額と支出済額との比較 1,141万 2,951円でございます。

6款商工費。予算現額 2億 3,108万 5,000円、支出済額 2億 2,633万 288円。不用額は475万 4,712円、これは観光振興事業と、それから温泉管理費、そういうものでございます。それから、予算現額と支出済額との比較 475万 4,712円でございます。

7款土木費。予算現額 6億 632万 4,000円、支出済額 5億 9,851万 4,877円。不用額が780万 9,123円、これは公共下水道事業への繰出金の不用になったものでございます。それから、予算現額と支出済額との比較 780万 9,123円でございます。

続いて5ページをお願いします。8款消防費。予算現額 2億 9,523万 8,000円、支出済額 2億 8,942万 7,224円。不用額 581万 776円、これは防災施設等の防災施設整備費ですか、その工事請負費の不用になったものでございます。予算現額と支出済額との比較 581万 776円でございます。

9款教育費。予算現額 13億 6,789万 3,000円、支出済額 10億 9,495万 9,367円。翌年度繰越額 2億 6,483万 5,000円、これは南崎小の屋内運動場分でございます。不用額 809万 8,633円。予算現額と支出済額との比較が 2億 7,293万 3,633円。

続きまして、10款災害復旧費。予算現額 9,288万 1,000円、支出済額 8,189万 6,696円。不用額が 1,098万 4,300円、これは工事請負費の不用でございます。予算現額と支出済額との比較も同額でございます。

11款公債費。予算現額 5億 8,590万 7,000円、支出済額 5億 8,274万 1,286円。不用額が 316万 5,710円。予算現額と支出済額も同額でございます。

12款予備費。予算現額 833万 6,000円、支出済額等ございませんので、不用額として 833万 6,000円。支出済額との比較も同額でございます。

歳出合計 56億 4,186万 8,000円が予算現額、支出済額 51億 5,708万 2,597円、翌年度繰越額 3億 4,845万円、不用額が 1億 3,633万 5,403円。予算現額と支出済額との比較が 4億 8,478万 5,403円でございます。

次、6ページをお開きください。歳入歳出差引残額 3億 7,679万 8,147円、これは全額平成11年度会計へ繰り越しました。

説明については以上でございます。

詳細につきましては、次ページの歳入事項別明細書と決算附属資料にございます主要施策の成果を説明する書類等をごらんになっていただきたいと思います。

以上で内容説明を終わらせていただきます。

○議長（大野良司君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を各常任委員会に分割付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。)

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（大野良司君） 異議なしと認めます。

よって、議第60号議案は各常任委員会に分割付託することに決定いたしました。

◎議第61号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

○議長（大野良司君） 議第61号 平成10年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

[事務局朗読]

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

[町長 岩田 篤君登壇]

○町長（岩田 篤君） 議第61号の提案理由を申し上げます。

本決算についても前号議案同様に、地方自治法第233条第3項の規定により議会の承認をいただきたく、監査委員の意見を付して提案を申し上げたものでございます。

平成10年度の決算額は、歳入決算額9億7,405万8,585円、歳出決算額8億1,096万2,078円、差引残額1億6,309万6,507円となりました。

なお、詳しい内容につきましては収入役より説明させますので、どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

収入役。

[収入役 稲葉勝男君登壇]

○収入役（稲葉勝男君） それでは、平成10年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算につき、内容説明を申し上げます。

139ページをお開きください。まず、歳入からご説明いたします。一般会計同様、款のみの説明とさせていただきます。

1 款国民健康保険税。予算現額 3億 7,026万 5,000円、調定額 4億 5,209万 5,259円、収入済額 3億 8,598万 8,000円。不納欠損額 603万 7,400円、これは時効による欠損処分をさせていただいたものでございます。収入未済額 6,006万 9,859円、これは現年課税分と滞納繰越分でございます。予算現額と収入済額との比較 1,572万 3,000円でございます。

2 款使用料及び手数料。予算現額 3万円、調定額、収入済額とも同額でございまして10万4,300円でございます。予算現額と収入済額との比較 7万 4,300円でございます。

3 款国庫支出金。予算現額 2億 6,382万 4,000円、調定額 3億 3,512万 4,487円、収入済額も同様で同額でございます。予算現額と収入済額との比較 7,130万 487円。差がありますのは、これは補助金の財政調整交付金の関係でございます。

4 款療養給付費交付金。予算現額 7,608万 6,000円、調定額 6,281万 383円、収入済額も同額でございます。予算現額と収入済額との比較 1,399万 5,617円の減でございます。これは退職被保険者等療養給付金給付費の減でございます。

5 款県支出金。予算現額 56万 3,000円、調定額、収入済額とも同額で56万 3,000円でございます。

6 款共同事業交付金。予算現額 1,047万 5,000円、調定額、収入済額とも同額でございまして 1,177万 5,500円。予算現額と収入済額との比較 130万 500円でございます。

7 款財産収入。予算現額 45万 4,000円、調定額、収入済額とも同額でございまして 45万 5,252円でございます。予算現額と収入済額との比較で 1,252円でございます。

8 款繰入金。予算現額 6,627万円、調定額、収入済額とも同額でございまして、 5,366万 9,560 円。予算現額と収入済額との比較は 1,270万 440円の減でございます。これは一般会計からの基金繰り入れでございます。

9 款繰越金。1億 1,934万 4,000円、調定額、収入済額とも同額でございまして 1億 1,934万 3,466円でございます。予算現額と収入済額との比較は 534円の減でございます。

10款諸収入。予算現額 60万 5,000円、調定額、収入済額とも 482万 4,637円でございます。

予算現額と収入済額との比較が 371万 9,637円。これは一般被保険者と第三者納付金の分の増によるものでございます。

歳入合計。予算現額 9 億 863万 6,000円、調定額10億 4,016万 5,844円、収入済額 9 億 7,405 万 8,588円、不納欠損額 603万 7,400円、収入済額 6,006万 9,859円。予算現額と収入済額との比較が 6,542万 2,585円でございます。

次の 140ページをお開きください。歳出についてご説明申し上げます。

1 款総務費。予算現額 977万 5,000円、支出済額 807万 7,554円。不用額が 169万 7,446円。予算現額と支出済額との比較も同額でございます。

2 款保険給付金。予算現額 6 億 4,180万 1,000円、支出済額 5 億 5,330万 4,035円、不用額 8,849万 6,965円。予算現額と支出済額との比較も同額でございます。これは一般被保険者の分と、それから退職被保険者ですか、その療養給付金の分でございます。

それから、3 款老人保健拠出金。予算現額 2 億 2,178万 5,000円、支出済額 2 億 2,178万 4,827円。不用額と予算現額と支出済額との比較は同額で 173円でございます。

4 款共同事業拠出金。予算現額 806万 2,000円、支出済額 725万 1,720円。不用額が 81万 280円、これは予算現額と支出済額との比較も同額でございます。

5 款保健事業費。予算現額 871万 8,000円、支出済額 751万 7,459円、不用額と予算現額と支出済額の比較、これも同額でございまして 120万 541円でございます。

6 款基金積立金。予算現額 1,045万 4,000円、支出済額 1,045万 4,000円でございます。

7 款公債費。予算現額10万円、支出済額ゼロでございますので、不用額10万円。それから予算現額と支出済額との比較も10万円、同額でございます。

8 款諸支出金。予算現額 298万 2,000円、支出済額 257万 2,483円。不用額と予算現額と支出済額との比較も同額でございまして40万 9,517円でございます。

9 款予備費。予算現額 495万円、支出済額はゼロでございます。不用額と予算現額と支出済額との比較も同額でございまして 495万 9,000円でございます。

歳出合計。予算現額 9 億 863万 6,000円、支出済額 8 億 1,096万 2,078円でございます。

不用額 9,767万 3,922円、予算現額と支出済額との比較も同額でございます。

次、141ページお開きください。歳入歳出差引残金 1 億 6,309万 6,507円、これは全額平成11年度会計へと繰り越しました。

以上で内容説明を終わります。

○議長（大野良司君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本件を文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（大野良司君） 異議なしと認めます。

よって、議第61号議案は文教厚生委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第62号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

○議長（大野良司君） 議第62号 平成10年度南伊豆町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

[事務局朗読]

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

[町長 岩田 篤君登壇]

○町長（岩田 篤君） 議第62号の提案理由を申し上げます。

本決算につきましても前号議案同様に、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の承認をいただきたく、監査委員の意見を付して提案を申し上げたものでございます。

平成10年度の決算額は、歳入決算額11億8,035万2,417円、歳出決算額11億8,035万2,417円となりました。

なお、詳しい内容につきましては収入役より説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

収入役。

[収入役 稲葉勝男君登壇]

○収入役（稲葉勝男君） それでは、平成10年度南伊豆町老人保健特別会計歳入歳出決算につき、内容説明を申し上げます。

163ページをお開きください。歳入から説明いたします。これも一般会計同様、款のみの朗読説明とさせていただきます。

1 款支払基金交付金。予算現額 7 億 8,367万 4,000円、調定額 7 億 8,353万 9,516円、収入済額も同額でございます。予算現額と収入済額との比較 13万 4,484円の減でございます。

2 款国庫支出金。予算現額 2 億 5,048万円、調定額、収入済額とも同額でございまして 2 億 4,810万 9,848円でございます。予算現額と収入済額との比較 237万 152円の減でございます。

3 款県支出金。予算現額 6,351万 3,000円、調定額、収入済額とも同額でございまして 6,351万 1,961円でございます。予算現額と収入済額との比較 1,039円の減でございます。

4 款繰入金。予算現額 9,785万 4,000円、調定額、収入済額とも同額でございまして 8,265 万 8,103円でございます。予算現額と収入済額との比較は 1,519万 5,897円の減でございます。

5 款繰越金。予算現額 251万 2,000円、調定額、収入済額とも同額でございまして 251万 2,989円。予算現額と収入済額との比較は 989円でございます。

6 款諸収入。予算現額 22万 3,000円、調定額、収入済額とも同額でございまして 2 万円でございます。予算現額と収入済額との比較 20万 3,000円の減でございます。

歳入合計、予算現額 11億 9,825万 6,000円、調定額、収入済額とも同額でございまして 11 億 8,035万 2,417円でございます。予算現額と収入済額との比較 1,790万 3,583円の減でござります。

続いて、歳出についてご説明を申し上げます。 164ページをお開きください。

1 款医療諸費。予算現額 11億 8,893万 4,000円、支出済額 11億 7,103万 3,103円でございます。不用額 1,790万 897円、これは社保だとか国保分の医療給付費の減が主でございます。予算現額、支出済額も同額の 1,790万 897円でございます。

2 款諸支出金。予算現額 932万 2,000円、支出済額 931万 9,314円、不用額 2,686円。予算現額と支出済額との比較も同額の 2,686円でございます。

歳出合計。予算現額 11億 9,825万 6,000円、支出済額 11億 8,035万 2,417円、不用額 1,790 万 3,583円。予算現額と支出済額との比較が 1,790万 3,583円の同額でございます。

次の 165ページでございます。歳入歳出差引残金ゼロ、ゼロ円でございます。

以上で内容説明を終わります。

○議長（大野良司君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議なしと認めます。

よって、議第62号議案は文教厚生委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第63号～議第65号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第63号 平成10年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議第64号 平成10年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議第65号 平成10年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第63号、64号、65号の提案理由を申し上げます。

ただいま一括上程させていただきました3議案とも、財産区特別会計歳入歳出決算でありまして、地方自治法第233条第3項の規定により議会の承認をいただきたく、監査委員の意見を付して提案申し上げます。

議第63号 平成10年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入総額75万2,987円、歳出総額15万5,970円、差引残額59万7,017円。議第64号 平成10年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入総額7万1,897円、

歳出総額 5,000円、差引残額 6万 6,897円。議第65号 平成10年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入総額 2,241万7,528円、歳出総額 2,051万1,200円、差引残額 190万 6,328円となりました。

なお、それぞれの決算の内容につきましては、収入役より説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

収入役。

〔収入役 稲葉勝男君登壇〕

○収入役（稲葉勝男君） それでは、一括上程させていただきました3財産区の特別会計について、決算の内容説明をさせていただきます。

まず、平成10年度南伊豆町特別会計歳入歳出決算書について内容説明を申し上げます。

173ページをお開きください。1款財産収入。予算現額53万円、調定額60万 5,280円、収入済額も同額でございます。予算現額と収入済額との比較 7万 5,280円でございます。

2款繰越金。予算現額6万 2,000円、調定額、収入済額とも14万 6,707円でございます。予算現額と収入済額との比較 8万 4,707円でございます。

3款諸収入。予算現額 1,000円、調定額、収入済額とも 1,000円でございます。

歳入合計。予算現額59万 3,000円、調定額と収入済額も同額でございまして75万 2,987円。予算現額と収入済額との比較が15万 9,987円でございます。

続いて、歳出についてご説明申し上げます。174ページをお願いいたします。

総務費、予算現額59万 3,000円、支出済額15万 5,970円、不用額、それから予算現額と支出済額との比較も同額でございまして43万 7,030円でございます。

歳出合計、予算現額59万 3,000円、支出済額15万 5,970円。不用額43万 7,030円、予算現額と支出済額との比較も同額でございます。

次、175ページでございます。歳入歳出差引残額59万 7,017円、これは全額平成11年度会計に繰り越しとしました。

以上で南上財産区の特別会計の内容説明を終わります。

続いて、183ページをお開きください。平成10年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算について歳入からご説明を申し上げます。

1款繰越金。予算現額6万 9,000円、調定額7万 897円、収入済額も同額でございます。

予算現額と収入済額との比較 1,897円。

2款諸収入。予算現額 1,000円、調定額、収入済額とも同額でございまして 1,000円でございます。

続きまして、歳入合計。予算現額 7万円、調定額 7万 1,897円、収入済額も同額でございます。予算現額と収入済額との比較 1,897円でございます。

続いて、歳出についてご説明申し上げます。184ページをお願いいたします。

1款総務費。予算現額 7万円、支出済額 5,000円、不用額は 6万 5,000円。予算現額、支出済額との比較も同額 6万 5,000円でございます。

一番下、歳出合計。予算現額 7万円、支出済額 5,000円、不用額が 6万 5,000円。予算現額と支出済額との比較も同額の 6万 5,000円でございます。

185ページでございます。歳入歳出差引残額 6万 6,897円、これは全額平成11年度会計に繰り越しいたしました。

以上で南崎財産区特別会計の内容説明を終わります。

続いて、193ページをお開きください。平成10年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算の内容をご説明いたします。

まず、歳入から説明いたします。1款財産収入。予算現額 1,272万 2,000円、調定額 1,272万 9,209円、収入済額も同額でございます。予算現額と収入済額との比較 7,209円でございます。

2款繰入金。予算現額 810万 1,000円、調定額、収入済額とも同額でございまして 810万 1,000円でございます。

3款繰越金。予算現額 20万円、調定額、それから収入済額とも同額でございまして 158万 6,319円。予算現額と収入済額との比較 138万 6,319円でございます。

4款諸収入。予算現額 1,000円、調定額 1,000円、収入済額 1,000円。

歳入合計。予算現額 2,102万 4,000円、調定額 2,241万 7,528円、収入済額も同額でございます。予算現額と収入済額との比較 139万 3,528円でございます。

続いて、歳出についてご説明申し上げます。194ページをお開きください。

1款総務費。予算現額 2,102万 4,000円、支出済額 2,051万 1,200円、これは内容はほとんど一般会計への繰出金、中木の漁排の関係でございます。不用額 51万 2,800円、予算現額と支出済額の比較も同額でございます。

歳出合計。予算現額 2,102万 4,000円、支出済額 2,051万 1,200円。不用額、それから予算現額と支出済額との比較も同額でございまして 51万 2,800円でございます。

195ページお願いいたします。歳入歳出差引残額 190万 6,328円、これは全額平成11年度

会計に繰り越しいたしました。

以上で三坂財産区の特別会計の説明を終わります。

よろしくお願ひいたします。

○議長（大野良司君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本決算は原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第63号、議第64号、議第65号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

ここで、10時35分まで休憩をいたします。

（午前10時24分）

○議長（大野良司君） 休憩を閉じ、再開いたします。

（午前10時35分）

◎議第66号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第66号 平成10年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

[事務局朗読]

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

[町長 岩田 篤君登壇]

○町長（岩田 篤君） 議第66号の提案理由を申し上げます。

本決算につきましても、前議案同様に地方自治法第 233条第 3 項の規定により議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付して提案申し上げます。

平成10年度の決算額は、歳入総額 6,471万 412円、歳出総額 6,471万 412円となりました。

なお、内容につきましては収入役より説明させますので、よろしくご審議のほどお願ひ申し上げます。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

収入役。

[収入役 稲葉勝男君登壇]

○収入役（稲葉勝男君） それでは、203ページをお開きください。

平成10年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算の内容について説明申し上げます。

まず、歳入から説明いたします。1款財産収入。予算現額 2,285万9,000円、調定額2,285万 8,670円、収入済額も同額でございます。これは平成 6 年度に 1 億 3,200 万円で下水道の終末処理場用地を土地先行取得債で取得したものを 5 年間で返済することになっています。それで、この財産売払収入は、下水道会計の方からこちらへ売払収入として入ってくるものでございます。予算現額と収入済額との比較は 330円の減でございます。

2 款繰入金。予算現額 4,185万2,000円、調定額、収入済額とも同額でございまして4,185万 1,742円でございます。比較が 258円の減でございます。これは土地開発基金よりの繰入金でございます。

3 款繰越金。予算現額1,000円、調定額、収入済額ともゼロでございまして、比較が1,000円の減でございます。

歳入合計、予算現額 6,471万 2,000円、調定額、収入済額とも同額でございまして 6,471万 412円でございます。比較で 1,588円の減でございます。

続いて、歳出お願いいいたします。

204ページです。

1 款公共用地取得費、予算現額 4,185万 2,000円、支出済額 4,185万 1,742円、不用額、

それから比較とも同額でございまして 258円でございます。これにつきましては、総合体育施設、差田のグラウンドの総合体育施設、それから武道館、それから警察官の駐在所の用地ですか、これは石廊崎の警察官駐在所ですね、それが支出の主なものでございます。

そして、2款繰出金。予算現額 1万 3,000円、支出済額 1万 2,169円。不用額と比較も同額でございまして 831円でございます。

公債費。予算現額 2,284万 7,000円、支出済額 2,284万 6,501円、これは先ほど申し上げました土地先行取得債の償還でございます。不用額と比較も同額の 499円となっております。

歳出合計。予算現額 6,471万 2,000円、支出済額 6,471万 412円。不用額と比較も同額でございまして 1,588円となっております。

歳入歳出残高はゼロでございます。

以上で内容説明を終わらせていただきます。

○議長（大野良司君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本決算は原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第66号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎議第 67 号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

○議長（大野良司君） 議第67号 平成10年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

[事務局朗読]

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

[町長 岩田 篤君登壇]

○町長（岩田 篤君） 議第67号の提案理由を申し上げます。

本決算についても、前号議案同様に地方自治法第 233条第 3 項の規定により議会の承認をいただきたく、監査委員の意見を付して提案申し上げたものでございます。

平成10年度の決算額は、歳入決算額 7 億 9,239万4,702円、歳出決算額 7 億 9,239万4,702 円となりました。

なお、詳しい内容につきましては収入役より説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

収入役。

[収入役 稲葉勝男君登壇]

○収入役（稲葉勝男君） それでは、211ページをお願いします。

平成10年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の内容についてご説明申し上げます。

まず、歳入からご説明いたします。1款国庫支出金。予算現額 3 億 9,521万 5,000円、調定額 2 億 2,142万 8,806円、収入済額も同額でございます。比較 1 億 7,378万 6,194円の減でございます。これはクリーンセンターの建設工事の委託料が繰り越しとなったためのものでございます。

2 款県支出金。予算現額50万円、調定額、収入済額とも同額でございます。50万円でございます。

3 款繰入金。予算現額 9,905万 7,000円、調定額 9,334万 4,796円、収入済額も同額でございます。予算現額と収入済額との比較でいきますと 571万 2,204円の減となります。これも先ほど申し上げた理由でございます。

4 款繰越金。予算現額 1,697万1,100円、調定額、収入済額とも同額でございまして1,697万 1,100円でございます。比較で 1,000円の減でございます。これは前年度の繰越明許分で

ございます。

5 款諸収入。予算現額 2,000円、調定額、収入済額とも同額で 5 万円でございます。比較で 4 万 8,000円の増でございます。

6 款町債。予算現額 6 億 2,700 万円、調定額、収入済額とも同額でございまして 4 億 6,010 万円でございます。それから比較で 1 億 6,060 万円の減でございます。これも先ほど申し上げました理由でございます。

歳入合計。予算現額 11 億 3,244 万 6,100円、調定額、収入済額とも同額でございまして 7 億 9,239 万 4,702 円。比較で 3 億 4,005 万 1,398 円の減でございます。

続いて、次のページで歳出でございます。1 款下水道費。予算現額 10 億 9,640 万 4,100 円、支出済額 7 億 5,701 万 1,823 円。翌年度繰越額 3 億 3,600 万円、これはクリーンセンター、先ほど申し上げました委託料の繰り越しによるものでございます。不用額 339 万 2,277 円。予算現額と支出済額との比較は 3 億 3,939 万 2,277 円となっております。

2 款公債費。予算現額 3,594 万 2,000 円、支出済額 3,538 万 2,879 円。不用額と比較は同額でございまして 55 万 9,121 円でございます。

予備費。予算現額 10 万円、支出済額ゼロでございまして、不用額と比較で同額で 10 万円でございます。

歳出合計が予算現額 11 億 3,244 万 6,100 円、支出済額 7 億 9,239 万 4,702 円、翌年度繰越額 3 億 3,600 万円ちょうど。不用額 405 万 1,398 円、比較で 3 億 4,005 万 1,398 円でございます。

歳入歳出差引残額がゼロ円でございます。

以上で内容説明を終わります。

○議長（大野良司君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を産業土木委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議なしと認めます。

よって、議第67号議案は産業土木委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第68号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第68号 平成10年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第68号の提案理由を申し上げます。

本決算につきましても、前号議案同様に地方自治法第233条第3項の規定により議会の承認をいただきたく、監査委員の意見を付して提案申し上げたものでございます。

平成10年度の決算額は、歳入決算額 1,920万 1,268円、歳出決算額 1,920万 1,268円となりました。

なお、詳しい内容につきましては収入役より説明させますので、どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

収入役。

〔収入役 稲葉勝男君登壇〕

○収入役（稲葉勝男君） それでは、223ページをお開きください。平成10年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について内容説明を申し上げます。

歳入からお願いいたします。1款繰入金。予算現額 1,920万 3,000円、調定額、収入済額とも同額でございまして 1,914万 5,912円、比較で 5万 7,088円の減でございます。

2款繰越金。予算現額 1,000円、調定額ゼロ、比較で 1,000円の減でございます。

諸収入。予算現額 5万円、調定額、収入済額とも同額でございまして 5万 5,356円でございます。比較で 5,356円の増でございます。

歳入合計。予算現額 1,925万 4,000円、調定額、収入済額とも同額でございまして 1,920

万 1,268円、比較で 5 万 2,732円の減でございます。

続いて、224ページをお願いいたします。歳出でございます。

1 款総務費。予算現額 107万 8,000円、支出済額 102万 6,220円。不用額、それから比較とも同額でございまして 5 万 1,780円でございます。

2 款公債費。予算現額 1,817万 6,000円、支出済額 1,817万 5,048円。不用額、それから比較は同額でございまして 952万円でございます。

歳出合計。予算現額 1,925万 4,000円、支出済額 1,920万 1,268円。不用額と比較が同額でございまして 5 万 2,732円。

歳入歳出差引残額ゼロでございます。

以上で内容説明を終わります。

○議長（大野良司君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本決算は原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第68号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎議第69号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第69号 平成10年度南伊豆町中木漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第69号の提案理由を申し上げます。

本決算につきましても、前号議案同様に地方自治法第 233条第 3 項の規定により議会の承認をいただきたく、監査委員の意見を付して提案申し上げたものでございます。

平成10年度の決算額は、歳入決算額 1億 5,273万9,179円、歳出決算額 1億 5,273万1,179円、差引残額 8,000円となりました。

なお、詳しい内容につきましては収入役より説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

収入役。

〔収入役 稲葉勝男君登壇〕

○収入役（稲葉勝男君） それでは、233ページをお開きください。平成10年度南伊豆町中木漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算の内容についてご説明申し上げます。

歳入からお願ひいたします。1款分担金及び負担金。予算現額 1,864万 9,000円、調定額 1,379 万 9,000円、収入済額も同額でございます。予算現額と収入済額との比較でございますが 485万円の減でございます。これは工事の繰越明許によるものでございます。

2款県支出金。予算現額 1億 4,000万円、調定額、それから収入済額とも同額でございまして 1億 290万円でございます。比較で 3,710万円の減でございます。これもさきの同様の理由でございます。

3款繰入金。予算現額 615万 8,000円、調定額、収入済額とも同額でございまして 523万 9,179円でございます。比較で 91万 8,821円の減でございます。

4款諸収入。予算現額 2,000円、調定額、収入済額ともに 1,000円でございます。比較で 1,000円の減でございます。

5款町債。予算現額 4,200万円、調定額、収入済額同様額でございまして 3,080万円でございます。予算現額と収入済額との比較でいきますと 1,120万円、これも繰越明許が原因でございます。

歳入合計としまして、予算現額 2 億 680万 9,000円、調定額、収入済額とも同額でございまして 1 億 5,273万 9,179円、比較で 5,406万 9,821円の減でございます。

続いて、234ページお願ひいたします。歳出でございます。

1 款漁業集落環境整備費。予算現額 2 億 610万 2,000円、支出済額 1 億 5,230万 6,500円、翌年度繰越 5,300万 8,000円、不用額 78万 7,500円。予算現額と支出済額の比較でいきますと 5,379万 5,500円でございます。

2 款の公債費。予算現額 60万 7,000円、支出済額 42万 4,679円。不用額、それから比較は同額でございまして 18万 2,321円となります。

3 款予備費。予算現額 10万円、支出済額ゼロでございます。不用額、それから比較同額でございまして 10万円でございます。

歳出合計。予算現額 2 億 680万 9,000円、支出済額 1 億 5,273万 1,179円、翌年度繰越額 5,300万 8,000円、不用額 106万 9,821円、比較で 5,407万 7,821円。

歳入歳出差引残額 8,000円、これは全額平成11年度の会計に繰り越しいたしました。

以上で内容説明を終わらさせていただきます。

○議長（大野良司君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本決算は原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第69号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎議第70号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

○議長（大野良司君） 議第70号 平成10年度南伊豆町水道事業会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第70号の提案理由を申し上げます。

本案は、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき平成10年度南伊豆町水道事業会計歳入歳出決算認定についてご提案申し上げるものでございます。

当期の事業収益は2億6,761万6,000円、事業費用は2億5,804万7,000円となりました。この結果、当期の純利益は956万9,000円となり、繰越欠損金を埋めて黒字に転換いたしました。資本的収入の決算額は3億5,484万2,000円、同支出額は4億1,104万円という結果になり、不足額5,619万8,000円につきましては、損益勘定留保資金ほかで補てんいたしました。

水道事業の財務状況を含め、内容につきましては水道課長からご説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

水道課長。

〔水道課長 鈴木 勇君登壇〕

○水道課長（鈴木 勇君） 平成10年度南伊豆町水道事業会計決算書の内容についてご説明します。

初めに、1ページの平成10年度南伊豆町水道事業会計決算報告書をごらんください。この報告書は、消費税込みの経理によっております。収益的収入及び支出の収入からご説明します。当初予算額、補正予算額、及び金額がゼロの欄については朗読を省略します。

第1款水道事業収益。予算額計2億8,582万8,000円に対して、決算額2億8,402万1,547円、予算額に比べ180万6,453円の減であります。

第1項営業収益。予算額計2億8,121万1,000円、決算額2億8,035万710円、86万290

円の減であります。

第2項営業外収益。予算額計 461万 7,000円、決算額 367万 837円、94万 6,163円の減であります。

次に、支出です。第1款水道事業費用。予算額計 2億 7,856万 6,000円に対して、決算額 2億 6,184万 9,966円、1,671万 6,034円の不用額であります。

第1項営業費用。予算額計 2億 3,327万円、決算額 2億 1,876万 817円、1,450万 9,183円の不用額であります。

第2項営業外費用。予算額計 4,399万 6,000円、決算額 4,278万 9,275円、120万 6,725円の不用額であります。

第3項予備費。予算額計 100万円に対して、決算額はありません。

第4項特別損失。予算額計30万円に対して、決算額29万 9,874円、126円の不用額となっております。

2ページにいきまして、資本的収入及び支出の収入。第1款資本的収入。予算額計 3億 6,121万 4,000円に対して、決算額 3億 5,484万 2,000円、予算額に比べ 637万 2,000円の減であります。

第1項他会計繰入金。予算額計 9,500万円に対して、決算額 9,330万円、170万円の減であります。

第2項国県補助金。予算額計 4,436万 4,000円に対して、決算額も同じであります。

第3項企業債。予算額計 1億 7,500万円に対して、決算額も同じであります。

第4項給水負担金。予算額計 560万円に対して、決算額は 581万 7,000円、21万 7,000円の増であります。

第5項建設改良工事負担金。予算額計 4,125万円、決算額 3,636万 1,000円、488万 9,000円の減であります。

次に、支出です。第1款資本的支出。予算額計 4億 1,720万円に対して、決算額は 4億 1,103万 9,928円、616万52円の不用額であります。

第1項建設改良費。予算額計 3億 7,437万 1,000円に対して、決算額は 3億 6,921万 1,789円、515万 9,211円の不用額であります。

第2項企業債償還金。予算額計 4,182万 9,000円に対して、決算額 4,282万 8,159円、841円の不用額であります。

第3項予備費。予算額計 100万円に対して決算額はありません。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額 5,619万 7,948円は、過年度分損益勘定

留保資金 4,448万 7,792円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 218万 4,051円、並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 952万 6,105円で補てんいたしました。

次に、財務諸表についてご説明します。

3ページの平成10年度南伊豆町水道事業会計損益計算書をごらんください。この計算書は消費税抜きの経理によっております。補足説明資料としては、18、19ページに前年度と比較した表があります。また、23から27ページの収益費用明細書で内訳が記載してございます。

営業収益の給水収益は、収益の97%弱と大部分を占めるものでありますが2億 5,932万 5,158円で、前年度比1.8%増とやや回復しました。内訳は上水道が約2億円、残りが簡易水道等であります。営業収益2億 6,700万 6,173円であります。営業費用は2億 1,497万 5,229円となっておりますが、減価償却費、資産減耗費、その他営業費用は現金の支出がありませんから、損益勘定留保資金となるものであります。営業収益から営業費用を差し引いた営業利益は5,203万 944円となっております。

営業外収益は61万 418円、営業外費用は4,277万 8,784円、差引営業外収支は4,216万 8,366円の赤字でございます。営業、営業外を加えた経常利益は986万 2,578円となっておりますが、特別損失として過年度損益修正損29万 3,168円を計上しましたので、当年度純利益は956万 9,410円と、前年度の赤字から黒字転換いたしました。これから、前年度繰越欠損金598万 6,153円を補てんして、当年度未処分利益剰余金は358万 3,257円となって、通算でも黒字転換いたしました。

次に、5ページの平成10年度南伊豆町水道事業会計剰余金計算書についてご説明いたします。この計算書も消費税抜きの経理によっております。

欠損金の部、減債積立金、利益積立金は増減、残高ともにありません。欠損金、前年度未処理欠損金598万 6,153円、前年度欠損金処理額はありません。したがって、繰越欠損金年度末残高は598万 6,153円と変わっておりません。当年度純利益が956万 9,410円でしたので、差引当年度未処分利益剰余金は358万 3,257円となります。

6ページの資本剰余金の部は、当年度発生高についてのみご説明します。国県補助金の当年度発生高は4,226万 5,906円で、内訳は上水道第5次拡張事業国庫補助金と下流簡易水道施設整備事業国県補助金であります。

受贈財産評価額の当年度発生高は1億 1,625万 7,000円で、内訳は平成7年度に受贈された子浦集落排水事業による水道施設整備事業に計上分と、下水道会計で負担した水管敷設工事費相当分であります。

工事負担金の当年度発生高は 4,016万 9,524円で、内訳は給水負担金と建設改良工事負担金であります。翌年度繰越資本剰余金は合計 8億 3,027万 1,733円となっております。

次に、7ページの平成10年度南伊豆町水道事業会計剰余金処分計算書についてご説明いたします。当年度未処分利益剰余金は 358万 3,257円であります。このうち減債積立金として20万円を積み立て、翌年度繰越利益剰余金を 338万 3,257円にするものであります。

次に、8ページの平成10年度南伊豆町水道事業会計貸借対照表についてご説明いたします。この表も消費税抜きの経理によっております。資産の部の補足資料としては、30ページの有形固定資産明細書と、31ページの無形固定資産明細書で、前年度からの増減の内訳が記載しております。

固定資産のうち、有形固定資産の見方についてご説明します。土地の帳簿価格は 8,665万 5,244 円であります。土地は非償却資産でありますから、取得価格と同額であります。建物の取得価格が1億 9,089万 8,045円、減価償却累計額が 7,119万 4,604円、差引帳簿価格が 1億 2,070万 3,441円であります。以下、構築物、機械及び装置、車両運搬具、工具、器具、備品は償却資産でありますから、同じ見方をしています。建設借勘定 4億 7,028万 6,149円とありますが、建設借勘定とは建設中等の理由で供用開始していない資産の勘定であります。この中身は石井浄水場及び青市高区配水池の増設分、青野大師ダム負担金等があります。有形固定資産計は23億 7,408万 9,854円であります。無形固定資産は水利権と電話加入権で、計 261万 3,921円、有形、無形を合わせた固定資産合計は23億 7,670万 3,775円となり、前年度よりも4億円強ふえております。

流動資産の現金、預金は3億 3,277万 211円ですが、未払金が多かったため、前年度よりも1億 5,000万円弱ふえております。未収金のうち給水未収金は 1,805万 690円で、審査意見にも指摘がありました。大口旅館の滞納額がふえたことにより、前年度よりも 9.6%ふえております。

未収金合計が 3,378万 2,966円、貯蔵品 107万 2,310円、流動資産合計 3億 6,762万 5,487円、資産合計27億 4,432万 9,262円となっております。

負債の部、固定負債はなく、流動負債の未払金だけで1億 4,782万 7,399円で、大部分が浄水場第5次拡張事業の未払い工事額です。

資本の部、資本金のうち自己資本金が7億 8,669万 4,091円で、大部分は一般会計からの出資金であります。借入資本金の企業債は未償還残高が9億 7,595万 2,782円で、21ページに増減の明細がついておりますが、当年度借入額から償還額を差し引いて1億 3,300円余り前年度よりもふえております。32、33ページには、1件ごとの借入明細がついております。

資本金合計は17億 6,264万 6,873円であります。剰余金の当年度中の増減については、6ページの剰余金計算書で説明したとおりであります。資本剰余金は合計 8億3,027万1,733円、利益剰余金は 358万 3,257円、剰余金合計は 8億 3,385万 4,990円となっております。

資本金と剰余金を合わせた資本合計は25億 9,650万 1,863円、負債資本合計は27億 4,432万 9,262円で、資産合計と一致するものであります。

以下、事業報告書と附属書類につきましては、説明を省略します。

以上で説明を終わります。

ご審議をよろしくお願ひいたします。

○議長（大野良司君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を産業土木委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議なしと認めます。

よって、議第70号は産業土木委員会に付託することに決定いたしました。

◎散会宣告

○議長（大野良司君） 本日の議事は終わりましたので、会議を閉じます。

常任委員会に付託されました議案審議等のため、明日18日より 9月23日まで休会といたします。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前11時20分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 大 野 良 司

署 名 議 員 鈴 木 史 鶴 哉

署 名 議 員 梅 本 和 熙

平成11年南伊豆町議会 9月定例会

(第3日 9月24日)

平成11年9月南伊豆町議会定例会

議事日程（第3回）

平成11年9月24日（金曜日）午前9時30分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 議第60号 平成10年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 3 議第61号 平成10年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 4 議第62号 平成10年度南伊豆町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 5 議第67号 平成10年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 6 議第70号 平成10年度南伊豆町水道事業会計歳入歳出決算認定について

本日の会議に付した事件

1から6まで議事日程に同じ

7 議第71号 監査委員の選任について

出席議員（14名）

1番	鈴木	久香君	2番	谷川	次重君
3番	鈴木	史鶴哉君	4番	梅本	和熙君
5番	藤田	喜代治君	6番	漆田	修君
7番	斎藤	要君	8番	渡辺嘉郎君	
9番	石井	福光君	10番	簾田国広君	
11番	藤原	栄君	12番	横嶋隆二君	
14番	大野	良司君	15番	渡辺守男君	

欠席議員（1名）

13番 小澤東洋治君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	岩田	篤君	助役	飯田	千加夫君
収入役	稲葉勝男君	教育長	坂倉範一君		
総務課長	外岡捷美君	企画調整課長	渡辺修治君		
税務課長	碓井大昭君	住民課長	渡辺正君		
健康課長	飯泉誠君	農林水産課長	内山力男君		
建設課長	小島徳三君	商工観光課長	土屋忠儀君		
清掃課長	藤原伊勢夫君	水道課長	鈴木勇君		
教育委員会事務局長	土屋敬君	会計課長	池野徹君		
福祉課長	楠千代吉君	下水道課長	勝田悟君		
行政財政幹事	外岡茂徳君				

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	田中秀明	係長	松本恒明
------	------	----	------

◎開議宣告

○議長（大野良司君） おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しております。

これより9月定例会本会議第3日の会議を開きます。

(午前 9時30分)

◎会議録署名議員の指名

○議長（大野良司君） 会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

3番議員 鈴木 史鶴哉 君

4番議員 梅本 和熙 君

◎議第60号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） これより議案審議に入ります。

議第60号 平成10年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

委員会報告を求めます。

総務財政委員長、文教厚生委員長、産業土木委員長。

〔総務財政委員長 渡辺嘉郎君登壇〕

○総務財政委員長（渡辺嘉郎君） おはようございます。

総務財政委員会委員会報告をさせていただきます。

開催月日及び会場。平成11年9月20日、南伊豆町議会委員会室。

会議時間。開会午前9時30分、閉会午前10時25分。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員は、委員長以下、記載のとおりでございます。

事務局も記載のとおりでございます。説明のため出席した町当局の職員は、町長以下、記載のとおりでございます。

議事件目、付託件目。議第60号 平成10年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について。

歳出、第1款議会費、第2款総務費、第8款消防費、第11款公債費、第12款予備費。歳入全般。

委員会決定。原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

会議の経過は別紙のとおりでございます。

審議中にあった意見または要望事項。

議事件目。議第60号 平成10年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について。歳出第1款議会費、第2款総務費、第8款消防費、第11款公債費、第12款予備費、歳入全般。

意見または要望。

- 1、町税の滞納整理をする上での今後の方策について質疑があり、答弁がなされた。
- 2、伊豆マラソンコース管理会負担金について質疑があり、答弁がなされた。
- 3、コミュニティ施設整備補助金及び原材料費の交付内容等について質疑があり、答弁がなされた。
- 4、まちづくり研修補助金について質疑があり、答弁がなされた。
- 5、地方交付税の交付申請額と交付額について質疑があり、答弁がなされた。
- 6、路線バス問題の負担金等、現状に対する認識についての質疑があり、答弁がなされた。
- 7、費用弁償の実態に即した支給方法について意見があり、答弁がなされた。
- 8、町議会の土曜日、日曜日の開催について質疑があり、答弁がなされた。
- 9、交通安全施設設置工事について質疑があり、答弁がなされた。
- 10、防災委員への防災靴の支給について質疑があり、答弁がなされた。
- 11、繰越明許費の決算書の上での説明について質疑があり、答弁がなされた。
- 12、町税の不納欠損額の内容について質疑があり、答弁がなされた。
- 13、収入未済額と不納欠損額の関連について質疑があり、答弁がなされた。
- 14、伊豆つくし学園の改築計画についての町の考え方について質疑があり、答弁がなされた。
- 15、一部事務組合の負担金の見直しについて質疑があり、答弁がなされた。
- 16、町税の郡下における徴収率と対策について質疑があり、答弁がなされた。
- 17、非常備消防団員に対する訓練の効果と実態に即した訓練について質疑があり、答弁がなされた。
- 18、地方財政の今後の見通しに対する認識について質疑があり、答弁がなされた。
- 19、三浜小学校校舎改築の見通しについて質疑があり、答弁がなされた。
- 20、町が起債する場合に利率等勘案した起債について質疑があり、答弁がなされた。

以上、総務財政委員会委員会報告を終わります。

〔文教厚生委員長 梅本和熙君登壇〕

○文教厚生委員長（梅本和熙君） おはようございます。

引き続き、文教厚生委員会の委員会報告をいたします。

開催月日及び会場。平成11年9月21日、南伊豆町議会委員会室。

会議時間。開会は午前9時30分、閉会は午後0時22分。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員。委員長以下、記載のとおりです。

事務局。記載のとおりです。

説明のため出席した町当局の職員。町長以下、記載のとおりです。

議事件目、付託件目。議第60号 平成10年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について。

歳出、第3款民生費、第4款衛生費、第9款教育費。関連歳入。

委員会決定。原案のとおり認定すべきものと決定。

会議の経過。別紙のとおりです。

審議中にあった意見または要望事項。

議事件目。議第60号 平成10年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について。第3款民生費、第4款衛生費、第9款教育費、関連歳入。

意見または要望。

1、在宅介護支援センターの今までの活動状況と評価について質疑があり、答弁がなされた。

2、介護保険制度の開始後、認定漏れとなったものの財政面も含めた取り扱いについてどのように認識しているか質疑があり、答弁がなされた。

3、デイサービスの全町的な実施について質疑があり、答弁がなされた。

4、配食サービス事業の実施について質疑があり、答弁がなされた。

5、賀茂老人ホームにおいて実施している給食サービスの対象者について質疑があり、答弁がなされた。

6、児童育成計画書の内容等について質疑があり、答弁がなされた。

7、少子化対策交付金の使途について質疑があり、答弁がなされた。

8、重度身体障害者住宅改造費助成金の利用者数、及び重度身体障害者数について質疑があり、答弁がなされた。

9、基本検診について質疑があり、答弁がなされた。

10、シルバー人材センターの会員数と前年度の実績について質疑があり、答弁がなされた。

11、ゼロ歳児保育の延長保育など、保護者の実態に合った保育のあり方について質疑があり、答弁がなされた。

12、南崎保育所への進入道路対策についての質疑があり、答弁がなされた。

13、これは差田保育所になっていますが、三坂幼稚園だと思います。訂正してください。

三坂幼稚園廃止後の施設の利用計画について質疑があり、答弁がなされた。

14、神社、仏閣等に対する文化財保護の見地から維持管理をしていく上で財政的措置について質疑があり、答弁がなされた。

15、不燃物処理業務の作業工程中の分別作業の内容等について質疑があり、答弁がなされた。

16、町内各所におけるごみの不法投棄の対策について質疑があり、答弁がなされた。

17、ごみ処理の有料化について質疑があり、答弁がなされた。

18、単独浄化槽の設置が平成13年度より廃止となるが、廃止後の合併処理浄化槽の設置補助金交付の有無と今までに設置された合併処理浄化槽の設置数について質疑があり、答弁がなされた。

19、焼却灰の捨て場について質疑があり、答弁がなされた。

20、焼却施設の修理の内容について質疑があり、答弁がなされた。

21、ごみ処理の現行業務に並行して、今後のごみ処理方法やゼロ・エミッションについて研究すべきであるとの意見があり、答弁がなされた。

22、蛇石地区にある産業廃棄物処理場の現況について質疑があり、答弁がなされた。

23、小中学校給食に使用している食器等と環境ホルモンについて質疑があり、答弁がなされた。

24、大学誘致について質疑があり、答弁がなされた。

25、南伊豆分校の統合問題について質疑があり、答弁がなされた。

26、小中学校のパソコン教育の現況と今後のあり方について質疑があり、答弁がなされた。

27、町立図書館のなす役割に対する基本的認識についての質疑があり、答弁がなされた。

28、町民体育大会の開催中止について意見があり、答弁がなされた。

以上、報告を終わります。

〔産業土木委員長 漆田 修君登壇〕

○産業土木委員長（漆田 修君） 産業土木委員会委員会報告をいたします。

開催月日及び会場。平成11年9月22日、南伊豆町議会委員会室。

会議時間。開会午前9時30分、閉会午前11時40分。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員。記載のとおりでございます。

事務局。記載のとおりでございます。

説明のため出席した町当局職員。町長以下、記載のとおりでございます。

議事件目、付託件目。議第60号 平成10年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について。

歳出、第5款農林水産業費、第6款商工費、第7款土木費、第10款災害復旧費。関連歳入。

委員会決定。原案どおり認定すべきものと決定。

会議の経過。別紙のとおり。

審議中にあった意見または要望事項。

議事件目。議第60号 平成10年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について。歳出、第5款農林水産業費、第6款商工費、第7款土木費、第10款災害復旧費。関連歳入。

意見または要望。

1、青市地内二級河川の改修工事及び同地内の暗渠改修工事のその後の経緯について質疑があり、答弁がなされた。

2、弓ヶ浜大橋下流の船だまりの改修について質疑があり、答弁がなされた。

3、海中クリーン作戦を実施する意義についてどのように認識するかとの質疑があり、答弁がなされ、また平成11年度に海中クリーン作戦を中止した理由について質疑があり、答弁がなされた。

4、町内の閉鎖された保養所等の民間活用も含めた有効活用について質疑があり、答弁がなされた。

5、荒廃農地の活用について質疑があり、答弁がなされた。

6、遊休農地イキカエル事業及び海中クリーン作戦の将来展望について質疑があり、答弁がなされた。

7、夏季対策事業費負担金額について質疑があり、答弁がなされた。

8、公衆トイレの設置及び管理について質疑があり、答弁がなされた。

9、手石和田原地区内の道路改良について質疑があり、答弁がなされた。

10、林道鈴野線に荒廃した箇所が見受けられるので、早急に対応するよう要望があり、答弁がなされた。

11、新生産調整推進対策事業の消耗品費について質疑があり、答弁がなされた。

12、石廊崎港のヘドロ対策について質疑があり、答弁がなされた。

13、日野出合橋から弓ヶ浜大橋にかけてのみなみ桜の植栽について質疑があり、答弁がなされた。

14、差田総合体育施設の用地買収の進捗状況等について質疑があり、答弁がなされた。

以上でございます。

○議長（大野良司君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長（大野良司君） 質疑もないで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） 平成10年度一般会計決算認定に当たり、反対の討論を行います。

この会計決算は、菊池町政の最後の年度決算であります。平成10年度予算編成について本町の財政状況も引き続き不況から脱し切れず、国県の予算編成の動向にも十分留意しながら町民福祉及び生活環境の向上と町の活性化に向け的確な予算編成を目指し、その基本として事務事業の簡素化、効率化と経費節減を一層徹底するとともに、21世紀へのかけ橋となる第3次町総合計画、過疎地域活性化計画に盛り込まれた事業の着実な実行、具体化に努めることを柱とし、さらに長期的な財政運営にも配慮しつつ、予算編成をいたしました、としております。

平成10年度は前年の消費税増税、医療費負担増が国民生活に一層深刻な影響をもたらしてきたときであります。こうした住民の暮らしが大変な事態にあるときこそ、自治体は地方自治法が仕事の第一に掲げている住民の安全と健康、福祉の保持に力点を置くとともに、国の悪政の防波堤の役割を果たすことが強く求められます。

まず最初に、自治体の事業執行が税によることが基本であります、地元負担と称した税外負担が依然として存在します。道路整備、消防施設整備や外灯電気料など、住民が安心して生活を送る基盤であるこれらの事業は、まさに税のうちで執行すべきではないでしょうか。

予算編成方針では、事務事業の簡素化、効率化と経費節減の徹底を言っております。行政、議会が住民の奉仕者という点に照らして、また、この述べている点をあわせて考えるならば、議会調査研究費の負担のあり方の改善、そして実態と合わない交通費支給などの改善が早急に求められるところであります。

事業執行の透明性では、事業の優先順位の決定を初めとして、住民に理解しづらい点がありました。執行一つに、常に住民の声に耳を傾ける姿勢、そして現場職員の努力に傾聴する姿勢に欠けていた点があると指摘せざるを得ません。総合計画策定準備の問題、最終処分場の課題を持ったごみ処理問題での行き詰まりは、その典型ではなかったでしょうか。

福祉の分野では、介護保険の対策など、その取り組みや住民要求にこたえるためには、施策の先取りと周到な準備が求められるところであります。担当部局と社会福祉協議会の質の高い充実が求められています。

観光対策では、特に主要産業である観光の面で、夏期対策の比重増が求められるところで

あります。農業分野では、食料自給によらず輸入に頼る国政によって、農業がゆがめられていますが、食料を生産するという人間にとっての根本の行為、国家や民族の将来にとってもゆるがせにできないのが農業です。豊かな観光地として発展する上でも、基幹産業と位置づけた力強い取り組みが求められます。

教育分野では、施設整備が多い中での事業執行での公正性、同時にソフト面での充実が一層求められているところであります。人口の減少が進行している過疎地の自治体として、意識した地域振興施策、若者定住促進が強く求められます。

過疎に少子高齢化が進行する当町は、海と山に囲まれた広い地域に住民が生活しており、行財政の効率化では図れない困難があります。財政需要の増加の一方で、政府は各種負担金、補助金の交付税算入を進めてきました。また、地方債依存による財政運営を押しつけてきました。こうしたことが自治体財政を苦しめてきたことは明らかではないでしょうか。

地方分権を前にして、政府に対して財源の裏づけを保証するよう、強く声を上げるとともに、まさに住民と一体になって産業振興、生活向上の積極的取り組みを力強く進めていく気概が今求められています。

決算の討論を通じて、また、これまで岩田町政は原点に返る開かれた町政を標榜し、住民の期待がありました。しかし、3月、そして今議会一般質問でも見解をただした情報公開条例制定については、他町村の動向を優先して、みずからの判断を避けました。今日、住民が常識的に受けとめる開かれた行政とは、情報公開が大前提であることを、時代の趨勢からも再認識すべきであるとともに、地方分権においては一層のこと地方自治権への認識と自主的、確固とした姿勢が求められることを肝に銘じて行政執行されるよう強く要望いたします。

来年度予算を編成していく時期に差しかかっておりますが、以上、菊池町政の時代での決算の問題と、そして今後の岩田町政に対する意見をもって、平成10年度一般会計決算認定に当たっての反対の討論といたします。

以上です。

○議長（大野良司君） ほかに討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（大野良司君） 賛成多数です。

よって、議第60号は原案どおり認定することに決定いたしました。

◎議第61号、議第62号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第61号 平成10年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議第62号 平成10年度南伊豆町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたします。

委員会報告を求めます。

文教厚生委員長。

〔文教厚生委員長 梅本和熙君登壇〕

○文教厚生委員長（梅本和熙君） それでは、委員会報告をさせていただきます。

開催月日及び会場。平成11年9月21日、南伊豆町議会委員会室。

会議時間。開会が午前9時30分、閉会が午後0時22分。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員。委員長以下、記載のとおりでございます。

事務局。記載のとおりでございます。

説明のため出席した町当局職員。町長以下、記載のとおりでございます。

議事件目、付託件目。議第61号 平成10年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

委員会決定は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

議第62号 平成10年度南伊豆町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について。

委員会決定は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

会議の経過。別紙のとおりでございます。

議事件目。議第61号 平成10年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

意見または要望。

1、国民健康保険保険給付等支払準備基金の認識について質疑があり、答弁がなされた。

2、決算剰余金や支払準備基金の取り崩しなどにより保険税の軽減を図ってはどうかとの意見があり、答弁がなされた。

3、医療費抑制のための各種保健事業の実施について質疑があり、答弁がなされた。

4、近年の医療費増嵩の原因分析について質疑があり、答弁がなされた。

議事件目。議第62号 平成10年度南伊豆町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について。

意見または要望。

1、共立湊病院の敷地内に建設計画されている老健施設建設計画の現況について質疑があり、答弁がなされた。

以上のとおりでございます。

○議長（大野良司君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

[発言する人なし]

○議長（大野良司君） 質疑もないので質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） 平成10年度南伊豆町国民健康保険特別会計決算認定について反対の討論を行います。

もとより国民健康保険の負担増が一層増したのは、国が国庫支出金の割合を減らしたことあります。同時に、こうした中でも自治体が国政の悪政の歯どめとして住民の生活を守るという点から見ても、今回の決算審議の中で明らかになったように、歳入歳出の差引残高が1億6,300万円に届き、さらに基金積立金1,045万円を足した場合に、この額は1世帯当たり6万7,000円にもなります。こうした点を考えるならば、国保の性格上、この剩余した保険税を住民の皆さんにこれを返還するべきではないでしょうか。

こうした点から、私は今回の決算認定に当たって反対の意思を表明するものであります。

以上でございます。

○議長（大野良司君） ほかに討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は委員長の報告どおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（大野良司君） 賛成多数です。

よって、議第61号及び議第62号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎議第67号、議第70号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第67号 平成10年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第70号 平成10年度南伊豆町水道事業会計歳入歳出決算認定についてを一

括議題といたします。

委員会報告を求めます。

産業土木委員長。

[産業土木委員長 漆田 修君登壇]

○産業土木委員長（漆田 修君） 委員会報告をいたします。

開催月日及び会場。平成11年9月22日、南伊豆町議会委員会室。

会議時間。開会午前9時30分、閉会午前11時40分。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員。委員長以下、記載のとおりでございます。

事務局。記載のとおりであります。

説明のため出席した町当局職員。町長以下、記載のとおりであります。

議事件目、付託件目。議第67号 平成10年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

委員会決定、原案どおり認定すべきものと決定。

議第70号 平成10年度南伊豆町水道事業会計歳入歳出決算認定について。

原案どおり認定すべきものと決定。

会議の経過。別紙のとおりであります。

審議中にあった意見または要望事項。

議事件目。議第67号 平成10年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

意見または要望。

1、下水道加入者の接続工事負担金や使用料の金額が示される時期の見通しについて、及び加入率の見込みについて質疑があり、答弁がなされた。

2、加入率促進のためのPRを十分するよう要望があった。

議事件目。議第70号 平成10年度南伊豆町水道事業会計歳入歳出決算認定について。

意見または要望。

1、給水未収金の内容等について質疑があり、答弁がなされた。

2、石綿管の財政面も含めた今後の布設替えの計画について質疑があり、答弁がなされた。

3、石綿管の布設替え工事をする際にNTT等の他の機関の配線関係も一緒に埋設されている箇所もあるので、十分調整の上、工事をされるよう要望があった。

4、高率の企業債の借り替えについて質疑があり、答弁がなされた。

5、水道事業における今までの事業の実施結果を踏まえ、内容等を十分調査をし、議会へ

報告してほしいとの要望があった。

6、貸借対照表を一般法人の決算書と同様なあらわし方ができないか、研究してほしいとの要望があった。

7、耐震性防火水槽の設置地区に布設されている石綿管との関連について質疑があり、答弁がなされた。

8、地震対策上から見た庁舎建設について要望があった。

以上でございます。

○議長（大野良司君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 質疑もないので質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） 水道会計についての意見を述べておきます。

本会計年度で今までの執行というか体制が変わって、そして事業執行の中で改善が見られてきたことを評価するものであります。同時に、私がこれまで水道会計すべてにわたって意見を申してきたのが、生活に欠かせない水道の問題で消費税を転嫁することに対して、これをやめるべきだという点であります。この点に当たって、この点1点に関して反対の意思を表明するものでありますが、引き続いて議会の中で、委員会の中で答弁があったこれまでの水道事業にわたっての精査と調査に関しては、答弁のとおり、ぜひ議会に報告されるよう強く再度要望いたしまして、私の意見とさせていただきます。

以上です。

○議長（大野良司君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 賛成多数です。

よって、議第67号及び議第70号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎日程追加

○議長（大野良司君） ここでお諮りいたします。

本日、町長より監査委員の選任についての議案が提出されました。

この際、本件を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、議第71号 監査委員の選任についてを日程に追加することに決定いたしました。

◎議第71号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第71号 監査委員の選任についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

[事務局朗読]

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

[町長 岩田 篤君登壇]

○町長（岩田 篤君） 議第71号の提案理由を申し上げます。

監査委員は地方公共団体の財務等に関する事務の執行、及び経営にかかる事業の管理等を監査するため、地方公共団体に必ず置かなければならない執行機関であります。

このたび、任期満了に伴いまして、前山本義一監査委員がご退任になられたわけですが、改めて監査委員に対するご苦労に敬意と感謝を申し上げる次第であります。

その後任として、お手元の議案にありますとおり、小澤東洋治議員を選任いたしたく、ここにご提案申し上げます。

小澤議員は、渡辺守男議員、大野良司議員に続く議員経験を有し、また個人において議会報を発行するなど議会活動に努力を続けております。選任に当たり基本政策に相違がない限り、選考基準に議員経験を大切にしたいと考えております。どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第71号は原案どおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 賛成少数です。

よって、議第71号は同意しないことに決定いたしました。

◎閉議及び閉会宣告

○議長（大野良司君） 本日の議事件目は終了しましたので、会議を閉じます。

9月定例会の全部の議事件目が終了いたしました。

よって、平成11年南伊豆町議会 9月定例会は本日をもって閉会といたします。

どうもご苦労さまでした。

（午前10時06分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 大 野 良 司

署 名 議 員 鈴 木 史 鶴哉

署 名 議 員 梅 本 和 熙